



厨子 308  
23w×17d×50h cm  
ナラ、セン、黒檀、  
ブラックウォール  
ナット、メープル  
2008 年



ロースツール  
31w×26d×40h cm  
ブラックウォールナット、ナラ  
(斉藤家具工房の定番製品)



斉藤さん自作の万能作業台



ショーケース・キャビネット  
メープル、セン、ブラックウォールナット、黒檀  
1990 年代

第12回

茶畑のある山の下、小さな木工家具工房

さいとう まもる  
斉藤 衛さん

静岡県といえばお茶。その主要生産地域である静岡市から焼津市、藤枝市、島田市に至る中央部は、木工家具の産地としても知られるところ。現在は総合家具産地をうたっていますが、明治の頃までは鏡台の生産を特徴としていました。

木工家具作家の斉藤衛さんの工房は藤枝市の、茶畑のある山の下にあります。しかし地元の出身ではありません。経歴には香川県出身とあり、社会人になった当初は造船所で船の設計の仕事をするサラリーマンでした。30歳になる前に退職し、職業訓練校で木工の技術を習って木工家に転身。そして工房兼住居を藤枝の地に求めたということです。訓練校を出てからどこかの木工工房で修業したということもありませんから、ほとんど独習で家具作家になったといっていよいでしょう。

日本人は木のものが好きだと言われますし、日曜大工で木の家具を作ることを趣味とする人も多いようです。私の記憶では、1980年代は木工がブームになった時期で、木工工芸家を目指す若者が多かったように思います。しかし、80年代は陶芸、漆器、染織、金工の各分野で印象に残る仕事がありますが、木工だけはなぜかほとんどありません。木工好きの人が多い日本ですが、同時代的な名作というのがないですね。

私が斉藤さんの作品に出会ったのは1990年

代で、初見の時は目を見張る思いでした。木目の生かし方が木工臭くなく、デコラティブでありながら現代生活に溶け込む機能性を満たしていました。とても緻密な制作ながら技術を誇示するふうなところがなく、現代の家具としての感覚の新鮮さと、アートとしても見られる香り高さがありました。工芸らしい品格を備えた木工家具にようやく行き当たったという思いをしました。

現在の斉藤さんは、よりシンプルで生活に融け込みやすい家具をというポリシーで制作していますが、上に述べたような斉藤家具の資質のようなものは変わっていません。むしろある意味では、繊細度が増しているようにも感じられます。

木と木を組み合わせるときの寸法関係など、指物の世界で伝承されてきている合理的な仕様があるのですが、斉藤さんの場合はそれに基づきながらも、全体の空間の中で部分が占める量感とか、ディテールにおける比例関係や線・面の優美さとか、それからなにより素材の生かし方に、絶妙の感性のはたらきが見受けられます。立体の構成物でありながら、音楽的な諧調ということを感じさせるほどに、バランス感覚は繊細を極めていきます。その上、用途を持つものとしての堅牢性もクリアしていることは言うまでもありません。

立体の構成物でありながら音楽を聴くような。

(制作／かたち21)

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 622  
2008 November



表紙写真  
「朝日にむかい」  
第23回写真コンクール入選  
山本 隆博●香川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 森英介法務大臣 表敬訪問
- 04 カダストラル・スタディーズ  
FIG報告(4) ソーシャルイベント
- 08 シリーズ 都市法概説(2)  
景観法と景観条例 立命館大学法科大学院教授●安本 典夫
- 12 速報 第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 開催報告
- 16 大和の国のADR “境界問題相談センター奈良” 設立
- 21 第5回しずおか境界シンポジウム  
「震災に備えての都市における地籍調査」 「震災時、調査士にできること」
- 28 広報最前線／山梨会
- 30 2008広報担当者会同開催報告  
―効率的な広報活動の構築を目指して―
- 34 お知らせ  
オンライン登記における登記完了証用紙の頒布について
- 35 世界遺産候補地  
最上川の文化的景観 山形県の目指す取り組み
- 38 会長レポート
- 41 ネットワーク50  
広島会
- 44 特定認証局の動き  
オンライン利用拡大行動計画
- 48 公嘱協会情報 Vol.75
- 53 会務日誌
- 54 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 55 ちょうさし俳壇
- 56 会員の広場を利活用ください
- 58 なるほど ナットク 国民年金基金11  
ご存じですか？基金の基本は生涯年金が受けられることです
- 60 土地家屋調査士の本棚  
住宅新報社の図解不動産業シリーズ 不動産境界入門 改訂版
- 61 ブロック新人研修開催公告 九州・四国ブロック
- 61 編集後記



## 森英介法務大臣 表敬訪問



平成 20 年 10 月 29 日（水）、松岡会長他連合会役員等 13 名は、法務省に森英介法務大臣を表敬訪問した。

お互いに名刺を交換した後、松岡会長から、大臣の出身地千葉県の偉人である伊能忠敬翁の足跡をたどり 1999 年から 2 年がかりで歩いた「伊能ウオーク」に、全国の土地家屋調査士が総出でサポートをした話に及び、大臣は当初か

らこの一大イベントに参画していたとのことであって、話が盛り上がり、終始和やかな雰囲気の中での懇談となった。

次に国の地図づくりが話題となり、「地図と現地が異なる」、「地図のコンピュータ化」、「地図の多目的利用」等、地図整備についても活発な意見交換を行った。

さらに大臣から、分筆登記、合筆登記などの業務についても工学

博士の視点から技術的な質問があった。

松岡会長からは全国の土地家屋調査士会で設置している「境界問題相談センター（ADR）」の現状と取組みについて説明を行い、表敬訪問の締め括りとした。

今回は、大臣の選挙区である千葉会から椎名会長と瀧野政連会長、青柳会員に同席を願い、地元の話でも情報交換を行った。

なお、日調連から下川・横山・大星各副会長及び瀨口専務理事、竹谷常務理事が同行し、全調政連から井上会長、齋藤幹事長、全公連からは鈴木会長、柳平・塩川両副会長が同席した。



千葉会椎名会長以下役員

# カダストラル・スタディーズ

## FIG報告(4) ソーシャルイベント

2008年6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、FIG（国際測量者連盟）第31回総会（31<sup>st</sup> General Assembly）および2008年作業週間（Working Week 2008）が開催されました。FIG報告第4回の今回は、ソーシャルイベントの様子をお伝えしたいと思います。

### 【ウェルカムレセプション】

2008年6月15日の19:00より、ストックホルム市庁舎において、ウェルカムレセプションが行われました。この市庁舎は、メーラレン湖のほとりに建つ、赤レンガ造り、北欧中世風デザインの建築で、ストックホルム観光名所のひとつともなっています。開場より早く市庁舎に到着した数人の参加者たちは、湖に面した裏庭で、写真を撮ったり、語り合ったりしました。

そこでお目にかかったMats Backman氏（スウェーデンのNational Land Surveyで44年間働いていた方）からは、スウェーデンでは6月1日からNational Land Surveyが環境省の管轄となり土地管理に関する政治的決定は環境省が下すことになったこと、National Land SurveyはLand Registration AuthorityとCadastral Authorityからなっており、さらにその下部組織としてRegional Authorityがあること、一般市民の窓口はRegional Authorityの中にあるCadastral Officeであることなどを伺いました。

定刻になると、大勢の人が集まり、市庁舎の中へと案内されました。レセプション会場となった1階の「大広間」は、毎年、ノーベル賞授賞祝賀晩餐会に使われている空間とのことで、ストックホルム市長およびFIG総裁によるオープニングスピーチでは、「ノーベル賞授賞者の気分を味わってください」という言葉もありました。立食パーティーのメニューは、魚料理、カレー、フルーツなどでした。

レセプションでは、大韓地籍公社Sungyeul Lee社長一行にもお目にかかり、昨年の5月にFIG2007年次大会第7委員会でお世話になったこと、そして、今年の10月に国際地籍シンポジウム



ウェルカムレセプション

でお世話になることなどをお話させていただきました。

しばらくの歓談後、今度は、ノーベル賞授賞パーティーの舞踏会広間として使われている、2階の「黄金の間」に案内されました。赤レンガ造りの「大広間」とは趣が異なり、ゴージャスな金箔モザイクの壁画で空間全体が覆われていました。その煌びやかさに、多くの参加者が感激し、ため息をついていました。

### 【FIG基金ディナー】

参加はしませんでしたでしたが、16日の19:00より、ヴァーサ号博物館（グスタフ二世の治世に建造され、1628年に処女航海に出たものの、ストックホルム港内から出る前に突風に襲われ沈没し、1961年に引き上げられた、戦艦ヴァーサ号を展示している博物館）において、FIG基金主催のディナーがありました。翌朝、ディナーに参加したイギリス人の方々に感想を聞いてみると、資金調達のためのディナーであることが明らかではあったものの、イギリス海軍の偉大さを知っている者から見てもヴァーサ号の大砲の数量と重厚な装飾には驚かされるし、それを海底から引き上げ修復・保存していることに感動するとのことでした。

### 【測量士宅訪問】

17日の19:00より、スウェーデンの測量士宅に訪問するというイベントがありました。私がお世話になったHans Rosen氏のお宅には、チェコのGIS関連会社でディレクターをしているRobert Sinkner氏夫妻、ナイジェリア政府の住宅都市開発部で地籍測量を担当しているC.E.Oboli氏夫妻、モロッコの測量関連組織で社長をしているSaid El Azrak氏が集まりました。

Rosen夫妻は、伝統的なスウェーデン料理（生魚、エビ、トナカイの肉、酢の物、サラダ、ポテト、チーズ、クラッカー）を用意して歓迎してくださり、シュナップスの飲み方（飲む前に歌を歌うことになっている）を披露してくださったりしました。食事中は、各国の教育制度や英語のなまりに関する話などで盛り上がりしました。



測量士宅訪問

食事が一段落すると、Rosen 氏は、2 階の仕事部屋に我々を案内してくださり、パソコンを操作しながら、スウェーデンの地籍情報の蓄積について説明してくださいました。Swedesurvey に登録された測量士は、自宅から地籍情報にアクセスできるようになっているとのこと、画像に示されたある区画をクリックすると、その土地のデータ（物理的情報や所有権情報など）や、その土地の測量経緯（古地図の時代から）が見られるようになっていました。ちなみに、Rosen 氏の場合、週に 1 回程度、在宅で仕事をすることが許されており、そのときは、逐次、ウェブで業務内容を報告するそうです。

しばらくすると、階下から Rosen 夫人の呼ぶ声がし、食後のデザートとなりました。スウェーデン産のいちごに、ホイップクリームをかけ、こだわりの紅茶とともにいただきました。今度は、外国人による土地の取得などが話題となりました。スウェーデンでは、外国人が土地を取得するにあたり、居住暦等の条件が課せられていないため、誰でも容易にスウェーデンに土地を持つことができるとのことでした。現在では、スウェーデンの風光明媚な湖岸の土地は、お金持ちのノルウェー人（ノルウェーは石油が出るので裕福なのだそうです）が買い占めていると、冗談交じりに、しかし、どこか淋しげに Rosen 夫妻が話してくださいました。

## 【ガラ・ディナー】

18 日の 19:00 より、グランドホテル（Grand Hotel-Winter Garden）において、ガラ・ディナーがありました。この場所も、以前は、ノーベル賞授賞の晩餐会に使われていたそうです。メニューは、ドリンク（ワイン・ソフトドリンク等）・スープ・魚料理・ポテト・デザートというシンプルなもの、途中、王立工科大合唱部の学生によるコーラスがありました。同じテーブルには、ノルウェー、フィンランド、ロシアから来ている方々がいましたが、この日は、サッカー EURO 2008 で、スウェーデン対ロシアの大事な試合があったため、皆なんとなく落ちつかない雰囲気でした。食事が終わると、FIG 総裁 Stig Enemark 教授が各テーブルをまわり、挨拶を交わしたり記念撮影をしたりしていました。ちなみに、サッカーのほうは、スウェーデンが敗戦し、翌日から街の活

気が微妙に下がりました。



ガラ・ディナー

## 【その他のソーシャルイベント】

その他、参加することはできませんでしたが、以下のよう  
なツアーがありました。

### ○テクニカルツアー

- － Waterfront City Planning（3 時間）
- － スtockホルム市測量部（2.5 時間）
- － National Land Survey と Swedesurvey（9 時間）
- － スウェーデン海事管理局（4 時間）
- － Trimble（3.5 時間）

### ○観光ツアー

- － 旧市街の街歩き（3 時間）
- － ドロットニングホルム宮殿（5 時間）
- － スカンセン野外博物館と市街（4 時間）

### ○会議後のツアー

- － ダーラルナでスウェーデンの夏至を体験（20 日～ 22 日）

## 【雑 感】

ストックホルムの街で、まず印象的だったのは、地下鉄です。ストックホルム郊外（ソルナ）のホテルに滞在していたため、会議場までは毎日、地下鉄で移動していたのですが、地下鉄のホームが深いこと…。しかも、駅ごとに天井や壁の色が異なり、T-Centralen（会議場の最寄駅）は群青色、Solna centrum（ホテルの最寄駅）は朱色など、実に刺激的な色彩でした。また、ホームが地下深いため、エスカレーターが非常に長く、日本では見たこともないようなスピードで動いていました。

もうひとつ印象的だったことは、湖と森のすばらしさです。ストックホルムは、「水の都」とも呼ばれるように、湖上交通がとて発達しており、市街中心部の港には、いろいろな行き先が表示されたフェリーが出入りしていました。ちょうど夏の休暇の時期だったこともあり、湖上にはヨットが頻繁に行き交っており、港にヨットを係留して食事を楽しんでいる人たちもいました。夜が長いので、会議最終日の夕方に、湖沿いを散歩してみたのですが、ふと遠くに目を移すと、水上に緑の回廊が続いており、湖面に覆いかぶさるように木々が生き茂っていました。途中、森の間からは、湖岸の砂浜で遊ぶ子供たちや、岸辺のテラスでバーベキューを楽しむ仲間たちの姿が見え、みんな、短い夏の日を、湖と森の真っ只中で楽しんでいるようでした。

4 回にわたる FIG 報告にお付きあいくださいまして、ありがとうございました。

（取材：日調連制度対策委員 南城正剛  
広報員 剣持智美）

## FIG 論文紹介コーナー II

テクニカルセッション「TS6B - Land Administration Policies and Systems (土地行政政策と制度)」において発表された論文から、次の2編についてご紹介したいと思います。

### ○The Multipurpose Hungarian Unified Land Registry System (多目的なハンガリー統一土地登記制度) by Andras Ossko

ハンガリーでは、西欧・中欧の多くの国々と同様に、19世紀中頃から、不動産が二重に登記されてきた。土地および不動産の地籍は、州のために課税目的で作成され、土地登記簿は、譲渡可能な不動産や抵当に入った不動産も含め、事実に基づいて登録されていた。土地の地籍および登記簿は、平行して用いられ、相互にデータ交換が行われていたが、結果的に、データ登録が二重になり、使用の際にかなりの不確実性を招いたため、1972年に、不動産の法的地位に関するすべてのデータを含む統一的な登録を確立するべきであるという決定に至った。ハンガリー統一土地登記制度は、地籍と法的登記簿を法的根拠に基づいて組織レベルで統合したものである。

統一土地登記制度を支える法的枠組みとしては、Land Registry Law (土地登記法)、Land Surveying Law (土地測量法)、Land Law (土地法)、Condominium Law (マンション法)、Building Law (建築法)、Ministerial decrees (省令)、Professional guides, regulation (専門の指針・規則) などがある。地籍図は古くから全国を網羅していたが、不動産の登録については、1981年より固有の識別子をもって登録されることになり、1997年よりデジタル形式となった。地籍図も2008年1月1日よりデジタル形式となった。

統一土地登記は、real estate registration map (不動産登録地図)、property sheet (所有権シート)、land book (土地台帳)、登記証書・文書などの公文書から成る。不動産登録地図は、地籍図と同一で、土地測量目的にも役立つものであり、legal parcel boundary (法的区画界)、administrative boundary (行政界)、parcel number (区画番号)、building (建物)、street name and number (通りの名前・番号)、agricultural land cultivation (農耕地)、その他、法に準じた属性について記されている。所有権シートは、法的文書であり、「第1部 descriptive data (記述データ: 区画番号、住所、面積、土地利用、耕作物、土壌質など)」、「第2部 titles (権限: 所有者の氏名、生年月日、住所、個人識別番号など所有者に関するデータ)」、「第3部 other titles and rights (その他の権限や権利: 抵当権、制限、地役権、公民権など)」の3部構成である。土地台帳には、地域社会内のすべての不動産

の記述データが区画番号順に整理され、総面積が記されている。

ハンガリーにおける土地行政の監督官庁は、Ministry of Agriculture and Rural Development (農業・農村開発省) の Department Land Administration and Geoinformation (土地行政・地理情報部) であり、その下位組織として、20の County Land Office (州土地管理局) と119の District Land Office (地方土地管理局)、Institute of Geodesy Cartography and Remote Sensing (測地地図作成・リモートセンシング研究機関)、National Cadastral Program (国家地籍プログラム) がある。土地行政の活動としては、土地や不動産に関する権利の法的变化の登録、デジタル土地登記簿・デジタル地籍図の管理、地籍図作製の品質管理、不動産に関する法的情報・地図作製情報といったデータ提供 (インターネットを通じたデータ提供を含む)、借地契約の登録、農地の保護、地形図の作製 (アナログ、デジタル)、基準点・水準点網の設置と管理、行政界の管理、土地行政機関のIT支援、ハンガリーにおけるEU農業助成金制度のIT・地図作製支援、リモートセンシングによる農業活動のモニタリングなどがある。統一土地登記活動には、1000名の法律家 (法的取引には法律家の関与が必須)、2000名の測量専門家 (地籍図作製業務には測量専門家の関与が必須) が関わっている。

### ○What makes the Swedish Cadastral System on Special and Successful? (何がスウェーデンの地籍制度を特別なものにし、成功させたのか?) by Mrs. Agneta Ericsson

スウェーデンの地籍測量の歴史は、National Land Survey が創設された1628年に遡る。測量士たちは、全国のすべての土地を測量し地図を作成するという大きな課題にとりかかった。1749年に、大規模な農地改革が行われ、同一の農家が所有する細分化された土地を一区画に統合することとなった。しかし、1800年代、ちょうど多くのスウェーデン人がアメリカ合衆国に移住するころ、厳しい農地改革に代わって、完全自由の時代が到来した。何ら土地政策はなく、土地の分割は土地所有者の自由に任されたため、次々と土地が細分化され、土地の管理が困難になった。その結果、現在でも、自分の所有地がわからない、土地の境界が見つからない、適切な方法で土地を管理できないといった問題が残っている。

スウェーデンでは、1928年に新しい法律が導入され、包括的な land consolidation (土地整理) プロジェクトがはじまった。現在の法律は、1972年に制定されたもので、new land code (新土地法) や real property formation act (不動産形成法) が含まれている。現在は、Land Register (土地登記簿) と Real Property Register (不動産登記簿) をデジタル形式に変換する作業もはじめている。また、土地政策を実施する上で重要な法律

として、1987年制定のPlanning and Building Act（計画・建築法）、1999年制定のAct of Environment（環境法）がある。なお、不動産形成法には、subdivision（再分割）、consolidation（整理統合）、mutations（変転）、amalgamations（合併）、property determination（所有権の決定）、registration（登録）などが含まれているほか、compulsory purchase（強制収用）も含まれているため、インフラ計画の際にも、しばしば地籍測量プロセスが用いられる。また、不動産形成法には、所有区画を変更する場合、新しい区画が長期的に持続可能で、利用目的に適していなければならないと記されている。たとえば、宅地ならば道路や上下水のアクセスがあること、森林を分割した場合には分割後のいずれの土地も森林として管理することなどである。以上のように、スウェーデンの地籍測量には、(1) 道路や下水など、さまざまな属性を備えた不動産を生み出す、(2) 土地の区画を整備し、土地が細分化されないようにする、(3) 持続可能な投資を保証する、(4) 土地政策に従って土地が効果的に管理されることを保証する、(5) 不動産部門は土地利用と密接な関係がある、という特徴がある。

その他、1973年に制定された有用な法律として、地方の私道の管理・行政問題や、共有の駐車場・車庫・遊び場・パイプラインなどの管理に用いられる、act of Establishment of joint facilities（共同施設設立法）およびact of Formation of joint property management associations（共同財産管理協会設立法）がある。また、同じく1973年に制定されたUtility Easement Law（公共設備のための地役権法）には、公共施設のための地役権は地籍測量を通じて創設できると規定されており、地籍測量の結果は、Real Property register（不動産登記簿）およびcadastral index map（地籍索引図）に加えられる。なお、2004年には、不動産形成法に共同施設等の3次元不動産部門を新設する可能性が議会決定され、2009年には、居住施設の3次元不動産部門も新設できるように法が改正される予定である。このような法の柔軟性のおかげで、単純な分割から、包括的な土地整理プロジェクト、インフラ計画に至るまで同じ法律を適用することができ、cadastral surveyor（地籍測量士）のインフラ計画への参入はますます増加している。

スウェーデンの地籍測量は、cadastral survey office（地籍測量事務所）に申請書が送られてくることから始まり、調査、打ち合せ（交渉）、現地測量、話し合い、決定、Real Property register（不動産登記簿）への登録という手順で行われるが、land surveyor（土地測量士）はこの全工程に責任があり、全作業を自分で行うこともしばしばある。また、スウェーデンの地籍測量士は、法的・経済的・技術的決定を下す権限を与えられており、その決定は一審の法的決定としてみなされることから、州や

市町村に雇われている。地籍測量士は、自分自身で調査をすることが義務付けられており、すべての利害関係者（申請者、隣接者など）を集めた話し合いの場合は、彼ら全員が手続きに関与することを促し、彼ら全員にとって最も有益な解決策を見出そうとするべきである（話し合いはあらゆる事例において義務付けられているわけではない）。測量士は、法の意図・土地政策・規則に従わなければならない、市町村・county administration board（州行政委員会）・Road Agency（道路機関）等さまざまな部門の機関と協議しなければならない。話し合いの結果、測量することが決まれば、測量士は、土地の分割のみならず、地役権、経済的事項、新しい境界などを決めてもよく、抵当権者の利益を保護する責任も負う。決定は、利害関係者および社会にとっての必要性を考慮し、公平なものとしなければならない。決定が下された後4週間以内に、利害関係者は裁判所に不服を申し立てることができ、不服がなければ、決定は有効なものとなり、Real Property register（不動産登記簿）に登録される。すべての決定および地図は法的に文書化され、オリジナル文書はcounty survey office（州測量事務所）に保管され、申請者はそのコピーを得ることができる。最近では、地籍に関するすべての行為がデジタル形式で行われるので、インターネットでの入手が可能である。一方、調査の結果、real property formation 不動産形成を行うことが不可能であることがわかった場合には、地籍測量士は申請を拒否することもでき、申請者はその決定について裁判所に上訴してもよい。なお、地籍測量は、通常、さまざまな目的において、土地にアクセスする上で効率的なプロセスである。地籍測量は、裁判所で取り扱われる事例と比べて、より迅速で費用効率が低い。また、裁判所における判事は、目の前にある情報（個々に行われた調査結果）に基づいて決断を下すのみであるのに対し、地籍測量における土地測量士は、提議されている不動産の現在および将来の利用にとって重要なあらゆる情報を収集する。

1976年にウプサラ州において、Real Property Register（不動産登記簿）とLand Register（土地登記簿）が統合され、デジタル形式に変換されたのをきっかけに、その20年後には、スウェーデンのすべての登記簿が変換された。Cadastral Index Map（地籍索引図）も、地形情報と組み合わせられ、デジタル形式になった。データベースの情報は絶え間なく更新され、さまざまな組織の間で、課税や登録人口などの情報が交換されている。測量士たちは、不動産の境界、所有者、担保、住所、課税評価などに関する最新の情報を提供することにより、社会を支えることができる。これらの情報により、銀行、不動産市場会社、ブローカーなど、さまざまな利用者が効率的に経営意思決定することができ、市場経済の適切な機能にも貢献している。

# 景観法と景観条例

立命館大学法科大学院 教授 安本 典夫

## 1. 住宅地に赤白ストライプの家が…

しばらく前に、ある漫画家が赤白ストライプの外壁の家を新築する、というので近辺の人からクレームがつけられたり、裁判まで提起された。それに対して、個人の家の外壁の色に他人がクレームをつけることはできない、あるいは好ましくない、色はそれぞれの好みの問題じゃないか、などの声もある、というニュースを見て、興味をおぼえた。

ただ、本稿では、その建物の是非や裁判の帰趨如何を論じるつもりはない。そうではなく、この「騒動」には様々なレベルの議論が混在しているので、それを法的な視点から解きほぐしつつ、景観の法制を考えることとしたい。

## 2. 何が問題か

まず、提起された裁判は、当初は建築差止請求、完成してしまったので、撤去までの間の損害の賠償請求という民事訴訟である。それは可能か。請求の法的根拠は何か。

また、この事件では、地元で事前にルールが定められるには至ってなかったが、たとえば「けばけばしい色・模様の壁はだめ」などというルールはそもそもあってはならないのか、それとも一定の合意の下で可能なのか。可能だとしたら、そのようなルールは何という法制度を用いて定められるのか。ルール違反に対してはどのような法的措置がなされるのか。

ざっとあげれば、このような法的論点がある。

## 3. 「眺望」保護の民事裁判

たとえば、ごみ焼却場の建設に対しては、煙その他によって健康を害される、すなわち人格権を侵害されると主張して、建設の差止訴訟、操業後は賠償請求訴訟が起こされる。それに対して、害されるの

が「視覚に関わる快適さ」の場合は、依拠するのは同じく人格権であろうが、それほどすんなりとはいかない。

それでも、「眺望」をめぐる民事裁判が提起されたことは、少なからずある。「眺望」とは特定の地点（視点場）からの（通常は特定の視対象に向けての）「ながめ」を意味する。眺望利益は、視点場の存する特定の土地に帰属するため、私権の一部として観念される可能性がある。民事の損害賠償請求訴訟・差止訴訟で争われてきたのもそのためである。

もっとも、眺望がよいというのは、視点場と視対象との間に遮蔽物がないという偶然の事実によるのであって、中間地点の土地所有者等に妨げとなる建築物等を建てるなど、当然に求めうるものではない。

しかし、一定の場合には、その眺望も保護され、中間地点の土地所有者等に「眺望の邪魔をするな」と請求できる。横浜地裁横須賀支部昭和54年2月26日判決は、その要件を次のように整理した。

- ①美的満足感を得ることのできる眺望価値のある景色（視対象）の存在
- ②当該場所の場所的価値がその眺望に多く依存
- ③周辺土地の利用状況に鑑み、眺望保持せしめることがふさわしく、周辺土地の利用と調和
- ④一般的・社会的に是認し得る程度（受忍限度）を超えて不当に眺望を侵害

## 4. 「景観」保護の民事裁判「否定論」と「肯定論」

他方、「景観」というのは、自然的・歴史的・文化的要素からなる地域の客観的状态であって、特定の土地に帰属する利益とは観念されにくい。

そのため、景観保護について民事上の救済を受けることはできない、とする考えが強かった。それは、次のようにいう。①日照権・眺望権などと異なり、景観権は内容が不明確で主観的性格をもち、個人の私権とするにはふさわしくない。②民事裁判所

は、事後において、抽象的基準にもとづいて当事者間の主張を踏まえて当事者間の紛争を解決するものであり、したがって、景観のような不特定多数人の利害調整、景観権の形成は、そのような場で行うべきものではない。③憲法 29 条 2 項の趣旨からして、財産権の制限につながる景観権は、基本的には、民主的な政治過程において法律によって創造されるべきである。

それに対して、一定の場合には、景観保護の民事裁判を肯定する見解もある。その論拠として、おおまかにいって次の二種の主張がある。(i)「当該地域の景観が良好なものと認められ、地域内の土地に付加価値を生み出した場合に、土地所有権から派生するものとして形成された景観利益を地権者は有する」(最高裁平成 18 年 3 月 30 日判決など)。(ii)快適さ・地域アイデンティティなど当該空間を利用する者の人格的利益をより豊かにするもの、あるいはその者の生活利益秩序の一部として景観利益を有する、そのような客観的価値を有する景観の侵害があれば民事訴訟に載せることができる。なお、これに加えて、「景観の形成・維持に関わってきたが故に、自らもその利益を主張しうる」とする論理で補強する見解もある。

もっとも、これらは民事訴訟のまな板に載るということであって、主張が認められるとは限らない。健康被害などの場合に比べて認められにくいことは、否定できないだろう。上記の最高裁判決は、景観利益侵害で差止めが認められるのは、法令違反など社会的に容認されない行為の場合であるとした。

はじめに述べた赤白ストライプ外壁の建物の建築差止・損害賠償請求訴訟も、地域の景観の破壊というより、その建物による精神的被害を中心に主張しているように、報道からはうかがわれる。

## 5. 景観保護の法制度

ところで、景観保護の民事裁判否定論は、上記のように、明確に定立されたルールなしに民事裁判によって個別的に結論が出されるのを否定し、「景観権のようなものは、基本的には、民主的な政治過程において法律によって創造されるべきである」という。つまり、景観保護の法制度は肯定している。

現に、1990 年代に入ってからには特に、多くの地

方自治体で景観条例が定められるようになった。もっとも、京都市、倉敷市などを除き、多くのものは指導などを主体とするもので、正面から規制を定めるには至らなかった。その壁を突破し、全国的に景観行政を進めるために、2004 年に景観法が制定された。「良好な景観は現在および将来の国民共通の資産である」という理念の下に、良好な景観を保全・形成していくために、地域の自然・歴史・文化等と生活・経済活動等との調和を図ること、そのためにも土地利用の適正な制限が必要だ、というのである。

同法の概略は次のようになっている。景観行政団体(景観行政を担う地方自治体)は、景観計画を定める。その景観計画区域内においては、①建築物の新築・増改築・外観の形態や色彩の変更、②工作物の新増設・外観の形態や色彩の変更、③一定の開発行為、および④条例で定める行為は、予め届出をしなければならない。そして、景観行政団体の長(市町村長等)は、それが景観計画に適合しない場合には、是正措置等をとるよう勧告をすることができる。届出行為のうち一定のもの(条例で定める)については、変更命令・原状回復命令等を出すこともできる。

また、都市計画として景観地区が定められ、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さ(最高・最低)、③壁面位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度が定められる。このうち、②・③・④については建築確認でチェックされ、制限に違反した建築物は、建築確認を受けられない。①については、市町村長の認定によりチェックする。

滋賀県近江八幡市が景観行政団体第 1 号の認定を受けたのをはじめ、多くの地方自治体が、さっそく景観法を受けて景観行政に取り組んでいる。

## 6. 京都市の新景観政策

京都市も、景観法を受けて、またそれまでの取り組み・議論を踏まえ「新景観政策」を定めた。そのための条例の制定・改正は、2007 年 3 月、市議会の全会一致で議決された。また、都市計画変更決定も、所定の手続を経てなされた。

この政策の柱はいくつかある。その一つは高度規制である。京都の景観は盆地景を基本としており、東山・北山・西山の三山の山並みが市街地を取り囲



昔ながらの家並みの背後にマンションが（京都市）



家並みを断ち切るようなマンション（京都市）

むように連なっている。これをぶった切り、隠してしまうと「京都の景観」でなくなる。また、京都独特の町家の家並みが、減りながらもいくつかのところで残り、その地域のアイデンティティを形づくっている。しかし、その家並みの背後に背の高いマンション等が絶壁のように覆いかぶさり、あるいはその家並みを分断してビルがそそり立つ状況があちこちに現われている。これを防ぐのが狙いである。手法は、都市計画の高度地区の高さ制限を厳格化する（たとえば建物の高さ 45m → 31m とか、31m → 15m など）。もっとも、良好な景観に資する建物については例外許可の制度もある（これは条例によって定めている）。

また、景観地区（京都では従来の「美観地区」といういい方を残した）を指定し、それを①山麓型、②旧市街地型（市街地型・街並み型）、③山並み背景型その他に類型化して、各類型ごとにデザイン基準をたてた。デザイン基準の例として、次のようなものがある。美観地区の「形態意匠に係る共通基準」として、

1. 屋根の色彩…日本瓦は原則いぶし銀、銅版は素材色または緑青色、それ以外は原則として光沢のない濃い灰色・光沢のない黒
2. 塔屋等の高さは 3m 以下
3. 塔屋等の位置、規模、形態意匠は、建築物の本体と均整がとれたもの
7. 主要な外壁には次の色彩を使用しないこと。

ただし着色していない自然素材は除く

(1) R（赤）系の色相で、彩度が 6 を超えるもの（以下略）（\*彩度 6 というのは、色を色相、明度、彩度について定量的に示すマンセル・カラー・システムの基準による。）

「旧市街地型美観地区」の低層建築物（3 階以下）についてのデザイン基準の中として、

- ・屋 根：特定勾配屋根（原則軒の出 60cm 以上）
- ・外壁等：道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和した形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮したもの
- ・屋根以外の色彩：歴史的町並みと調和する色彩
- ・その他：道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は周囲の景観に調和した門または塀等の設置

その他、眺望景観保全地域指定による規制、広告規制等、いろいろなものがある。

眺望景観保全地域は、パブリック・アクセスの確保された視点場と京都の代表的な視対象の組み合わせによって、38 箇所の地域が指定され、建築物等（塔屋等）の最高部の標高、形態・意匠基準等が定められ、基準への適合について市長の認定制がとられている（眺望景観創生条例）。

屋外広告については、たとえば「意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと」という規制基準がおかれ、それは具体的には次のようになっている（屋外広告物法・屋外広告物条例・同施行規則）。

「表示面の下地の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。

ア R, GY, G, BG, B, PB, P 及び RP 8  
イ YR 及び Y 10」

(＊ローマ字は色相を表しており、それぞれ  
R は赤、GY は黄緑、G は緑、BG は青緑、  
B は青、PB は青紫、P は紫、RP は赤紫、  
YR は黄赤、Y は黄を示す)

## 7. 色等についてのルールもあるが…

上にみたように、意匠・デザインについてもルールが定められている。定め方はいろいろあるが、他の景観行政団体の景観計画、あるいは以前からある地区計画でも、意匠・デザインのルールが定められているのは珍しくない。京都市も、1972 年京都市市街地景観整備条例にもとづく各美観地区の「具体的基準」・「美の基準」以来積み重ねてきたし、1993 年真鶴町まちづくり条例の「美の原則」・「美の基準」などが試みられてきた。都市計画法上の地区計画の中で、「建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色・彩度の高いものを避け、周辺環境や水とみどりに調和したものとし、街並み景観に配慮したものとする」（都市計画西新宿五丁目中央北地区地区計画）などの基準を定めた例もある。

確かに意匠・色彩の善し悪しの判断において、主観性は避けがたい。というか、自分が持っている白紙に何色を塗るかについて、好き嫌いはあっても、良し悪しはありえない。

しかし、一つの建築物は、他の建築物とともにその地域の「絵」を構成し、しかもその「絵」は、すべての人に見ることを強制する。その地域が、これまでの積み重ねの中で一つの「絵」を形作っている場合、それと調和することによってその地域固有の「よい」姿・景観が維持・形成される。そのとき、「色」も無制約ではないだろう。もちろん、それを制約する「枠」の広狭、内容は、地域によって異なることはいうまでもない。

## 8. 意匠・デザイン基準とその運用のあり方

このように、色を含めた意匠・デザイン基準とそれにもとづく規制はありうる、というのは、今日の

景観法制ではいわば当然の前提となっている。

しかし、それでもなお、意匠・デザインに主観性が伴うことも否定できないだろう。

そうであれば、改めて、それが地域の「ルール」として受け入れられる条件を整備しなければならない。それは、さしあたり次のように整理できるのではないか。①それぞれの地域に即した望ましい像についての基準の設定と、それについての合意の形成。②それを具体的な当該場所、当該建築物に即してその意味を翻訳し、適切な具体的指針を提示できる専門家の役割。③当該地域に即して、様々な意見を戦わせ、専門家の意見を踏まえて判断をしていく、合理的で透明な手続。

## 9. 「多種多様な規制」の公示方法

それにしても、各地方自治体の工夫と努力により、多種多様な規制が、景観も含めておかれるようになった。これ自体は、私は大きな前進だと思う。

しかし、そのため、ある土地にどういう規制がかかっているか、非常に分かりにくいことになりかねない。京都新景観政策についても、「設計を請け負った一級建築士が規制を見落としたため建設中止に追い込まれた」として、マンション建築を計画した不動産会社が建築士に損害賠償を請求する訴えを起こしたという事件がある（朝日新聞 2008 年 10 月 15 日夕刊）。専門家は十分に調べ、認識を持つべきであるともいえるが、一般市民に同じようなことを求めるのは酷である。

それぞれの土地について、公的規制をも一覧できるようにシステムが考えられないか。たとえば不動産登記簿とリンクさせる方法はどうか。公的規制が筆界によって画されていないため困難はあろうが…。あるいは、コンピューターで地番を入れれば、それに関連する公的規制にリンクすることは可能か。等々、検討することが求められているといえよう。

※なお、景観法制の全体の仕組みとそこでの裁判の状況全般については、拙著『都市法概説』（法律文化社、2008.6）第 7 章を参照されたい。また、景観についての外国の制度等も含めた包括的なものとして、西村幸夫『都市保全計画』（東京大学出版会、2004.9）などがある。

# 第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 開催報告

2008年10月8-9日、韓国のソウル近郊にある国際展示場 KINTEX において、第6回国際地籍シンポジウムが開催されました。日本土地家屋調査士会連合会からは、松岡会長、大星副会長、藤木広報部長（日調連研究所副所長）ら総勢31名が参加し、南城制度対策本部委員、戸田研究員、大瀧登記基準点有識者会議委員、長谷川特別研究員、上田研究員の5名が論文発表をしました。



シンポジウム会場 KINTEX

## はじめに

国際地籍シンポジウムは、地籍学および実務の進歩普及を図る目的のもと日本（日本土地家屋調査士会連合会）・韓国（大韓地籍公社）・台湾（中華民国地籍測量学会）が連携して創設した「国際地籍学会」の事業の一環として、隔年で開催されているシンポジウムです。シンポジウムの主催は、第1回（1998年）の台湾以来、持ち回りとなっており、第4回の台湾、第5回の日本（京都）に続いて、第6回の今回は韓国で開催されました。今回のテーマは、「Big Stride to connect People to Space（人と空間を結びつける大きな一歩）」であり、FIGの潮流と同様に、「地籍」を「人と空間を結びつけるもの」として捉えていることがわかります。

シンポジウムのおおよそのプログラムは表のとおりです。シンポジウム主催は大韓地籍公社でしたが、今年2月の李明博大統領政権誕生に伴い、政府機関の組織替えが行われた関係で、今回のシンポジウムは、国土海洋部が主催するイベント「NSDI Korea 2008」の一部として開催されました。日本

からは、松岡直武会長、大星正嗣副会長、藤木政和広報部長、戸田和章研究員ら先発代表団が NSDI Korea 2008 開会式より参加し、横山一夫副会長、瀬口潤二専務理事、関根一三総務部長、大場英彦財務部長、山田一博社会事業部長ら後発代表団がシンポジウム開会式より参加しました。このほか、兵庫会・旭川会・愛媛会からの一般参加会員、事務局などを含め、総勢31名の参加となりました。

## 第1日 10月8日

NSDI Korea 2008 開会式では、韓国来賓の挨拶に続いて、メルボルン大学の Ian Masser 客員教授、パーデュー大学の Gilbert L. Rochon 博士による基調講演がありました。Maaser 客員教授は、「Case studies of SDI utilization in advanced countries（先進国における SDI 利用の事例研究）」と題して、INSPIRE（欧州の空間情報基盤を確立するために、2007年3月14日に欧州議会が発した指令）に関する背景、履行規則、データ要件、利点、課題、現状、ドイツ・英国・リトアニアの事例、教訓、原則などについて述べられました。Rochon 博士は、



NSDI Korea 2008 開会式の様子



NSDI Korea 2008 開会式での記念撮影



シンポジウム開会式記念撮影



ウェルカムディナーの様子

「SDI-National, Regional & Global: Origins, Current Status & Future Prospects (SDI - 国家の・地域の・全世界の：起源・現状・将来展望)」と題して、古代の地図や計算機器から、鳩にカメラを括りつけて空中写真を撮影していた頃の様子、そして現代のコンピュータ技術や衛星技術まで、色鮮やかな写真を交えて紹介されました。

シンポジウム開会式では、まず、韓国の郭正完国際地籍学会会長から開会の辞が述べられました。続いて、大韓地籍公社李星烈社長から歓迎の辞があり、1938年に日本から地籍が導入され、70年を経た今年、韓国の地籍の担当は行政自治部から国土海洋部に移行することとなったが、この変化を地籍制度を発展させる「チャンス」と捉えたいと述べられました。

また、国土海洋部事務局長による歓迎の辞では、このシンポジウムは北東アジアの地籍を扱う専門家が一堂に会する貴重な場であり、3か国の地籍制度に関する情報を交換し、その発展を語り合い、パワーのあるシンポジウムにしたいと述べられました。

続いて、台湾の呉萬順中華民國地籍測量学会理事長から祝辞があり、地籍に関する学術知識と実務経験を共有し、有意義なシンポジウムになることを願うと述べられました。

最後に、松岡日調連会長による祝辞では、「地籍に対する世界的な流れは、権利意識の高まり、高度情報化社会、電子情報化社会への移行という、大きな潮流に背中を押されて、技術の面でも、法整備の面でも、また実務の取り扱いの面でも、大きな変革を遂げている」こと、日本においても大きな変革があったこと、そして、「韓国・台湾の制度と実務を改めてこのシンポジウムで勉強させていただくことで、(大きな展開を見せている日本の地籍制度の)一層の充実発展につなげたい」ということが述べら

れました。

第1分科会「地籍に関する法律、制度、教育」では、次の5つの論文発表がありました。

- 韓国における地籍政策決定構造の変化とその展望 (Mr. Young Hag Kim / 韓国)
- 3次元土地境界とその公示に関する研究 (Mr. Hong-Teak Kim / 韓国)
- 地籍再調査の管理と地震後の地籍補正測量 (Mr. Hui-Hsiung Hung / 台湾)
- ADRによる境界紛争解決 (南城正剛氏 / 日本)
- 日本の筆界特定制度と裁判外境界紛争解決制度に関する研究 (戸田和章氏 / 日本)

パネルディスカッションでは、日本において進められている筆界特定制度や民間型ADRのような裁判外で境界紛争を解決していく制度設計に関心が集まり、官主導による境界確定・確認システムが運用されている韓国や台湾に強い印象を与えたようです。

ウェルカムディナーでは、大韓地籍公社李社長のご挨拶に続いて、李社長、松岡会長、呉理事長の三者間で贈り物の贈呈が行われ、松岡会長の音頭による乾杯、そして、呉理事長の音頭による乾杯をもってはじまりとなりました。

## 第2日 10月9日

各国代表者会議には、韓国から郭会長、金相洙国際地籍学会名誉会長ら5名、台湾から呉理事長ら5名、日本から松岡会長ら5名が参加しました。会議は、大韓地籍公社の申東顯氏の司会により進められ、まず、国際地籍学会会則第12条に基づき、松岡会長が国際地籍学会名誉会長の追認を受けました。続いて、地籍シンポジウムを3つの分科会に分けて運営進行することに対して、各国から賛同の意見が出るとともに、パネルディスカッションにおいては、パネラーを主催国2名、非主催国各1名の計4名



各国代表者会議の様子



展示を見る参加者

とすることが提案されました。また、韓国が討議案件として提出していた国際地籍学会会長の任期や、台湾が討議案件として提出していたシンポジウムの開催頻度については、現行どおりとなりました。日本が討議案件として提出していた会則の改正案については、一部承認、一部却下され、詳細については、時間の都合上、次回の総会まで持ち越すことになりました。

第2分科会「地籍測量、測位」では、次の5つの論文発表がありました。

- e-GPS VBS RTK を用いた土地補正測量の正確性 (Mr. Wei-hsin Ho / 台湾)
- 空中写真測量技術を用いた国土利用調査の実践的経験 (Mr. Hsieh-Hsien Wu / 台湾)
- 日本における14条地図整備推進のための基準点整備等の動向 (大瀧茂氏 / 日本)
- 地籍測量制度の整備に関する研究 (Mr. Woo-sop Sim / 韓国)
- 韓国の高度測位サービス制度の技術的側面に着目した概念設計 (Mr. Soon-Tae Kim / 韓国)

パネルディスカッションでは、地籍分野と測量分野の統合について日本はどう考えているのか、台湾のeGPS・eMAPの精度や今後の方針はどうなっているのか、世界測地系を導入した前後の日本の地籍の扱いはどうなっているのかなどが議題となりました。

展示場には、75もの企業や大学がブースを設けており、クイズや抽選会などを行って会場を盛り上げていました。シンポジウム参加者一行は、大韓地籍公社のブースで展示の説明を聞いたり、地図出版会社のブースで古地図に見入ったりしていました。

第3分科会「LIS/GIS」では、次の5つの論文発表がありました。

- FKP方式衛星測量、デジタルオルソ地図及び地籍調査 (長谷川博幸氏 / 日本)

- ICT時代における地籍情報及び関連組織の再構築 (上田忠勝氏 / 日本)

- KLISの社会的機能の向上に関する研究 (Mr. Yun-Gu Nam / 韓国)

- 3D建物モデリングと建物測量に基づく応用 (Mr. Vincent Hun-Chin Chiang / 台湾)

- 台北市地籍図の付加価値的な活用 (Mr. Yen Chin-hsiang / 台湾)

パネルディスカッションでは、地籍システム構築における課題、特に、アナログからデジタルへの対応、デジタルデータの管理、3次元空間（建築物）の技術的・法的取り扱いに会場の関心が集まり、活発な議論が行われました。

閉会式では、郭会長、松岡会長、呉理事長が順に閉会の辞を述べ、今回のシンポジウムが有意義であったことを確認し合い、2年後に台湾で開催される第7回国際地籍シンポジウムが有意義なものとなることを願いました。そして、郭会長から、松岡会長に名誉会長証書が渡され、呉理事長に国際地籍学会次期開催地引継書が渡された後、記念撮影が行われ閉会となりました。

日調連開催の晩餐会は、韓国の大学院に在籍しながら地籍の研究をされており、今回のシンポジウム



シンポジウム参加者記念撮影

では連絡調整役も努めてくださった戸田研究員の司会により進められました。大韓地籍公社からは、昨年5月のFIG第7委員会年次大会に引き続き、今回のシンポジウムでも早朝から深夜まで我々をお世話してくださった、申東顯氏（Inje 支社長）、金敬日氏（地籍情報ビジネス部）、権日赫氏（広報部）が参加され、流暢な日本語でご挨拶をされました。また、今回のシンポジウム開催に際して尽力された大星副会長および戸田研究員には、松岡会長から労いの言葉がかけられ、シンポジウムが無事に終了した喜びを分かち合いました。

各分科会の詳細および発表論文については、会報12月号以降に順次掲載する予定です。

（取材：広報員 剣持智美）



名誉会長証書の授与



シンポジウム閉会式記念撮影

#### 第6回国際地籍シンポジウム プログラム

| 日 付   | 時 間         | プログラム                                                                                  |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/8  | 9:30-12:00  | NSDI Korea 2008 開会式                                                                    |
|       | 12:00-13:30 | 昼食（和洋中バイキング）                                                                           |
|       | 13:30-13:50 | 第6回国際地籍シンポジウム開会式                                                                       |
|       | 14:00-16:50 | 第1分科会「地籍に関する法律、制度、教育」<br>14:00-15:20 論文発表<br>15:20-15:50 休憩<br>15:50-16:50 パネルディスカッション |
|       | 18:00-20:00 | ウェルカムディナー                                                                              |
| 10/9  | 9:00- 9:50  | 各国代表者会議<br>プレナリーセッション                                                                  |
|       | 10:00-12:10 | 第2分科会「地籍測量、測位」<br>10:00-11:20 論文発表<br>11:20-11:40 休憩<br>11:40-12:10 パネルディスカッション        |
|       | 12:10-13:10 | 昼食（和洋中バイキング）                                                                           |
|       | 13:10-13:50 | 展示見学                                                                                   |
|       | 14:00-16:40 | 第3分科会「LIS/GIS」<br>14:00-15:20 論文発表<br>15:20-15:40 休憩<br>15:40-16:40 パネルディスカッション        |
|       | 16:50-17:20 | 閉会式                                                                                    |
|       | 18:30-20:30 | 日調連懇談会@ガーデンホテル（日調連単独行事）                                                                |
| 10/10 | 9:00-17:00  | テクニカルツアー（日調連から参加者なし）                                                                   |

# 大和の国のADR “境界問題相談センター奈良”設立

境界問題相談センター奈良運営委員長 貫渡 利行

平成 20 年 8 月 9 日(土)、大和の国・奈良で、土地家屋調査士会全国 32 番目の ADR 機関「境界問題相談センター奈良」を開設致しました。当日、新会館竣工と併せて大勢の御来賓と会員を迎えて、ホテル日航奈良において記念式典と祝賀会が盛会に催されました。その報告をさせていただきます。

## 1 設立まで

平成 15 年以来、「あいち境界問題相談センター」を初めとし、現在に至るまで全国各地から続々と ADR センターが立ち上げられ、その報告が連合会誌に掲載されています。我々奈良会では当初センターの必要性はうすうす感じつつも、旧会館の広さと役員の認識では、とてもすぐに立ち上げられる状況ではありませんでした。平成 17 年から ADR 認定調査士制度が報じ出され、やっと奈良会役員のなかでも認識に変化があらわれ、理事会においてもどうすればセンターを設立し、運営されていくか議論されるようになりました。当然、色々な問題が提議されました。

まず第 1 は奈良会の各会員に本会がセンターを設立し、運営していくことに賛同を得ることができるか、費用の負担はもちろん相談員・調停員としての協力を得ないことには 213 名の小さな会では維持・運営していくことが難しい。第 2 は場所の問題で、旧会館では改造しても調停室や相談室の確保は不可能であること。第 3 は奈良弁護士会様が我々の提案に協力してくれるか、弁護士先生のなかには他士業が ADR に係わることに必ずしも賛成の方ばかりでは

ないと聞いていました。第 4 は境界の専門家である我々が、弁護士先生の協働とはいえ ADR 実務実施者として運営していけるかなど様々な問題が山積でした。個人としての意見や想いは別として、会の意志としての方向付けをすることの難しさを感じました。

平成 18 年の定時総会で新会館及びセンター開設の承認を得るとその後は設立に向けて加速していききました。丸田副会長を本部長とした境界 ADR・筆界特定・鑑定推進本部の立ち上げと、平成 18 年 11 月には奈良弁護士会様の協力を得て、境界問題相談所という形で旧会館において相談業務だけを始めました。もちろん、調査士 2 名での対応なので法律問題であると考えられる案件は、弁護士の先生に入ってご協力いただくという体制でのものでした。この相談だけでも開設以来 30 件を超えております。

近畿ブロックでも先行の大阪会を始めとし、兵庫会、京都会、滋賀会と次々と設立され、その運営方法や組織構成そして研修会について様々なことを学ばせていただきました。

これからも色々なことを勉強させていただくと存じますが、近畿ブロック先行会の皆様方には感謝とお礼の気持ちでいっぱいです。



奈良県土地家屋調査士会館



奈良県土地家屋調査士会館 相談室



奈良県土地家屋調査士会館 調停室

誌面を借りて改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今年に入って 7 月 26 日に和歌山会の開設に続き、8 月 9 日近畿ブロックで最後の 6 番目、全国調査士会で 32 番目で前途多難と思いますが、ようやく開設の運びとなりました。

## 2 記念式典と祝賀会

当日は12時から2時までが新会館の内覧会、その後、ホテル日航奈良において、3時から記念式典と4時30分から祝賀会が盛会に催されました。

式典、祝賀会には奈良会員はもとより全国から多くの土地家屋調査士の先生方、県内では協働団体である奈良弁護士会の先生方他専門士業連絡協議会役員の方々、又多くの報道陣が御参集の中、志野会長が主催者として歓迎とお礼の



記念式典



志野忠司 奈良会会長

挨拶後、当センターの協働団体である奈良弁護士会会長であり、センターの運営委員としても参加い



坂本章 奈良地方法務局長

坂本章様、日本司法支援センター（法テラス）奈良地方事務所長 多田実様、日本土地家屋調査士会連



藤本卓司 奈良弁護士会会長

ただいている藤本卓司様からのご挨拶があり、その後、奈良県知事 荒井正吾様、奈良地方法務局長



松岡直武 連合会会長

合会会長 松岡直武様、大阪高等裁判所判事 小倉真樹様、その他国会・地方議員の先生方から心温まるご祝辞を頂戴しました。多くの先生方からのご祝辞は、我々が今後運営していくセンターの新しい船出にとって、大きな励みと力強いご支援の言葉として心に残りました。

ご祝辞の中で特に印象に残ったのは松岡連合会会長のお言葉

で、「大和の国奈良は、聖徳太子が憲法17条を制定した所で、その第1条には“和を以て貴しとなす。”という、正にADRの原点がある。」という内容で、日本人には昔から話し合いによる解決方法があったことを改めて気付かされ感動しました。2010年には平城京遷都1300年を迎えます。いにしえの人々の思想に想いを馳せ、我々センターの社会的責任の重さをズッシリと感じました(後段に17条憲法第1条の原文と現代語訳を載せました)。

円卓に変わった祝賀会では式典の硬い雰囲気から一変し、賑やいだ宴席となり多くの人々が楽しそうに御歓談されていました。又、祝賀会の席でも多くの方からご祝辞を賜りました。

運営委員の一人として今日の日を無事迎えられたことに少しの安堵感と、これからの運営に少なくない不安感でいっぱいでしたが、今日お越しいただいた皆様方に感謝、感謝の1日でした。



荒井正吾 奈良県知事

平成 20 年 8 月 10 日付 奈良日日新聞掲載



祝賀会

## 境界問題を民間で解決

相談センター 9日に設立

県土地家屋調査士会（志野忠司会長、二百十四人）は九日、奈良市東紀寺町の同会新会館内に、弁護士との協働による「境界問題相談センター奈良」を開設、同日午後三時から奈良市三条本町のホテル日航奈良で設立記念式典を行う。

昨年四月一日に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が施行され、境界問題を民間で解決することが可能となったことに伴う同センターの開設。境界問題に絞って、弁護士とともに相談に乗るほか、隣地との境界問題で相談者が調停を希望すれば、調停員となつて和解決まで手なう。

同会は「これまでは、裁判所で解決しても登記できない問題などがあつた。センターで和解決となった場合は、分筆や登記まできちんと行い、現地に行つてい

を打ち、再び紛争にならないようにする」と話す。今後は月二回、曜日を決めて相談日を設ける予定。同センターについての問い合わせは、県土地家屋調査士会新会館、電話0742（22）5619。

平成 20 年 8 月 6 日付 奈良新聞掲載

### 3 これから

当センターは弁護士3人と土地家屋調査士5人の運営委員で構成されており、相談員・調停員候補者は後に掲げる名簿のとおりです。定例会が月1度の予定で開かれ、相談員・調停員候補者を対象とした研修会は年4回を計画しています。その内容は、倫理・法律・実践トレーニング・鑑定図面の読み方等です。調査士運営委員からは倫理や実践トレーニングの研修会が必要という意見で、又、弁護士運営委員からは鑑定図面の読み方の研修をしてほしいという意見がありました。意外と弁護士のなかにも図面の見方をご存知ない先生もいらっしゃるということです。

現在までに本会員の多くが認定調査士の研修に臨んでおりますが、3回の合格者は45名にとどまっています。今後、奈良会は、会員の過半数が認定調査士になることを目指しています。会員のADRに関する認識も変化しつつありますし、積極的にセンターを利用していただきたいと考えています。

県民に対しては、事前相談を第二、第四水曜日の月2回としています。今のところ電話での問い合わせが数件ありましたが、事前相談まで至っていません。これからの課題は、中身の充実も大切ですが、県民に対して当センターをどういうふうに告知・アピールするかが問われる部分です。

センターの法務大臣によるADR

機関としての指定はもちろん、認証についてもこれから順を追って手続きする予定です。

生まれたての“大和の国ADRセンター”ですが、日々精進で頑張る所存ですので、これからも皆様の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

なお、後に設立経過の詳細、センターの手続き流れ、構成員を掲載させていただきました。

追伸）2010年は平城京遷都1300年記念の年であり、奈良県全県をあげての多くのイベントやシンポジウムの記念事業が開催される予定です。当会も何らかの形で記念事業には参加する予定ですので、全国の土地家屋調査士の皆様も2010年にはぜひ奈良にお越しください。

## センター設立経過報告

|                         |                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①                       |                                                                 |
| 「境界問題相談センター奈良」設立までの経過報告 |                                                                 |
| 奈良県土地家屋調査士会             |                                                                 |
| 平成15年                   |                                                                 |
| 9月10日                   | 境界問題相談センターおおさか説明会（大阪会）会長、境界鑑定委員長                                |
| 11月13日                  | 裁判外紛争解決制度に関する講演会（クレオ大阪南）会長他                                     |
| 平成16年                   |                                                                 |
| 1月16日                   | 日調連ADRシンポジウム（東京コンファレンスセンター）会長、山本副会長                             |
| 3月11日                   | 境界問題相談センターおおさか相談員・調停員募集登録者説明会（大阪会）業務部長                          |
| 3月29日                   | 境界問題相談センターおおさか一周年記念報告会及び記念パーティ（ホテルモントレグラスミアハウス）会長、山本副会長、境界鑑定委員長 |
| 6月23日                   | 「境界問題相談センターおおさか」研修会（天満研修センター）境界鑑定委員長                            |
| 7月14日                   | 「境界問題相談センターおおさか」研修会（天満研修センター）境界鑑定委員長                            |
| 8月25日                   | 「境界問題相談センターおおさか」合同研修会 境界鑑定委員長                                   |
| 9月13日                   | 近プロADR研究事務連絡会（大阪会）会長、山本副会長、業務部長                                 |
| 9月30日                   | 「境界問題相談センターおおさか」研修会（天満研修センター）境界鑑定委員長                            |
| 10月19日                  | 近プロADR委員会・資料センター委員会（大阪会）山本副会長、業務部長、出川協理理事                       |
| 11月17日                  | 近プロADR委員会、資料センター委員会（大阪会）山本副会長、出川協理理事                            |
| 12月21日                  | 近プロADR委員会（大阪会）業務部長                                              |
| 平成17年                   |                                                                 |
| 1月18日                   | 近プロADR委員会（大阪会）森川理事                                              |
| 3月2日                    | 近プロADR委員会（大阪会）業務部長                                              |
| 3月7日                    | 大阪弁護士会・大阪ADR事例合同研修会（大阪弁護士会）境界鑑定委員長                              |
| 3月16日                   | 神奈川会 境界問題相談センター設立記念式典（ホテルコスモ横浜）会                                |

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| ②        |                                                      |
| 6月1日     | 日調連ADRビデオ編集会議（大阪会）境界鑑定委員長                            |
| 6月13日    | 「境界問題相談センターひろしま」設立記念式典（ホテルセンチュリー21広島）会長、業務部長、境界鑑定委員長 |
| 7月13日    | ADR公開シンポジウム（大阪証券会館）会長、貫渡副会長、企画部長、業務部長                |
| 8月8日     | 大阪会境界問題相談センター合同研修会（大阪産業創造館）会長、貫渡副会長                  |
| 9月12日    | 境界問題相談センターおおさか合同研修会（天満研修センター）会長、貫渡副会長                |
| 10月2-25日 | 連合会オンライン研修会・ADR説明会（東京都東中野）貫渡副会長、企画部長                 |
| 10月26日   | 連合会オンラインADR研修会に関する打合せ 会長、貫渡副会長、企画部長                  |
| 10月31日   | ADRに関する打合せ 関係者4名                                     |
| 11月5日    | 「境界問題相談センターおおさか」研修会（天満研修センター）会長、貫渡副会長                |
| 11月12日   | ADRに関する打合せ 関係者5名                                     |
| 11月14日   | 業界調査委員・ADR特別研修希望者説明会（奈良県連誼会館）参加者42名                  |
| 11月14日   | 業界調査委員・ADR特別研修受講者選考に関する打合せ 関係者9名                     |
| 11月22日   | ADR特別研修受講者説明会 受講者9名、関係者3名                            |
| 12月19日   | 部長会議 ADRの件 関係者10名                                    |
| 平成18年    |                                                      |
| 1月18日    | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部第1回委員会 関係者17名                       |
| 1月26日    | 奈良弁護士会との話し合い（弁護士会館）会長、丸田、貫渡副会長                       |
| 2月4日     | 京都会第7回法学研修会（ビル栄光）貫渡副会長                               |
| 2月20日    | ADR特別研修責任者会議（大阪会）業務部長                                |
| 2月22日    | 境界問題相談センターおおさか研修会（天満研修センター）                          |
| 2月25日    | 京都会法学研修会（ビル栄光）丸田、貫渡副会長、企画部長、鑑定副委員長                   |
| 2月18-21日 | ADR特別研修「基礎研修」（新梅田研修センター）業務部長、受講者15名                  |
| 2月28日    | ADR、会館及び共済に関する合同会議 会長、各副会長、総務、経理、厚生各部長               |

|       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| ③     |                                                              |
| 3月15日 | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部委員会 関係者14名                                  |
| 3月22日 | ADR事例合同研修会（大阪弁護士会）会長、丸田副会長、企画部長、総務部長、奈良第二支部長、協会総務部長、長村正人会員   |
| 3月27日 | 境界問題相談センターいしかわ設立記念式典、祝賀会（ホテル日航金沢）丸田副会長                       |
| 4月1日  | 京都会第1回法学研修会（ビル栄光）丸田副会長、業務部長                                  |
| 5月6日  | 京都会第2回法学研修会（京都社会福祉会館）丸田、貫渡副会長、高岡副理事長、企画部長、協会総務部長、北澤会員        |
| 6月3日  | 京都会第3回法学研修会（ビル栄光）貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長                         |
| 6月22日 | 近プロADR特別研修協力員会議（大阪会館）会長、業務部長                                 |
| 6月24日 | 京都会ADR研修会（こころホール）貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長                         |
| 6月27日 | 奈良弁護士会との打合せ（弁護士会館）会長、丸田、貫渡副会長、業務部長                           |
| 7月8日  | 京都会第4回法学研修会（ビル栄光）丸田、貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長                      |
| 7月18日 | 弁護士会との打合せ（弁護士会館）会長、丸田副会長、業務部長                                |
| 7月31日 | 第1回法学研修講座（奈良ロイヤルホテル）71名出席、外、大阪会、京都会                          |
| 8月5日  | 京都会第5回法学研修会（ビル栄光）企画部長、境界鑑定副委員長                               |
| 8月5日  | 境界問題相談センターひょうご設立記念式典及び施設見学（ホテルニューオータニ神戸ハーバーランド）会長、丸田副会長、業務部長 |
| 8月30日 | 第2回法学研修講座（やまと郡山城ホール）64名出席、外、大阪会                              |
| 9月2日  | 京都会第6回法学研修会（京都社会福祉会館）企画部長、境界鑑定副委員長                           |
| 9月3日  | 京都会第2回ADR研修会（京都府農協会館）会長、貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長                  |
| 9月12日 | 弁護士会との打合せ 会長、丸田、貫渡副会長、企画部長、業務部長                              |
| 9月12日 | 弁護士会・境界問題相談所に関する文書持参 会長                                      |
| 9月24日 | 境界問題相談センター愛媛（設立記念式典（ホテルJALシティ松山）会長、業務部長                      |
| 9月25日 | 境界問題相談センター愛媛 祝賀 会長、業務部長                                      |
| 9月26日 | ADR認証制度説明会（KKRホテル大阪）丸田、谷村、貫渡各副会長                             |
| 9月26日 | 第3回法学研修講座（生駒市北コミュニティセンター）48名出席、他、大阪会                         |

|        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| ④      |                                                                  |
| 9月28日  | とやま境界問題支援センター設立記念式典（名鉄トヤマホテル）会長                                  |
| 10月2日  | ADR研修会（奈良ロイヤルホテル）63名出席、外、京都会、三連会                                 |
| 10月7日  | 京都会第7回法学研修会（ビル栄光）会長、貫渡副会長、企画部長                                   |
| 10月10日 | 会館建設委員会、境界ADR・業界特定・鑑定推進本部合同会議 関係者17名                             |
| 10月16日 | 境界問題相談所相談員研修会事前打合せ 関係者6名                                         |
| 10月16日 | 境界問題相談所相談員研修会（奈良県連誼会館）関係者37名                                     |
| 10月16日 | 弁護士会と境界問題相談所に関する電話打合せ 会長                                         |
| 10月27日 | 境界問題相談センターおおさか研修会（大阪弁護士会）会長、境界鑑定正副委員長                            |
| 10月30日 | 第4回法学研修講座（奈良ロイヤルホテル）38名出席、他、大阪会                                  |
| 11月17日 | 弁護士会と境界問題相談所に関する協定成立・境界問題相談所開設                                   |
| 11月17日 | 日調連ADR特別研修協力員会議（大阪会館）貫渡副会長                                       |
| 11月18日 | 京都会第8回法学研修会（ビル栄光）丸田、貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長                          |
| 11月21日 | 第2回土地家屋調査士特別研修受講者選考会 関係者9名                                       |
| 11月21日 | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部、会館建設委員会合同会議 関係者18名                             |
| 11月27日 | 境界問題解決支援センター祝賀設立記念式典（クサツエスピアホテル）会長、丸田、貫渡副会長、業務部長                 |
| 11月30日 | 境界問題相談センターおおさか研修会（天満研修センター）会長、丸田、貫渡副会長、企画部長、境界鑑定副委員長             |
| 12月2日  | 京都会第9回法学研修会（ビル栄光）貫渡副会長、企画部長                                      |
| 12月5日  | 日調連ADR特別研修協力員会議（大阪会館）貫渡副会長                                       |
| 12月12日 | 境界問題相談所開設挨拶（新聞、放送各局）関係者4名                                        |
| 12月17日 | 祝賀会第3回ADR研修会（滋賀ビル）会長、企画部長                                        |
| 12月18日 | 奈良新聞 境界問題相談所取材 会長、丸田副会長、総務、企画両部長                                 |
| 12月18日 | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部、会館建設委員会合同会議 関係者19名                             |
| 平成19年  |                                                                  |
| 1月17日  | 境界問題相談センターおおさか訪問 境界ADR及び必要施設に関する説明を西田推進委員長等より受く 会長、全副会長、総務、企画両部長 |
| 1月17日  | 兵庫会訪問 会館建設当時の経験聴取及び施設見学 会長、全副会長、総務、企画両部長                         |
| 1月21日  | 滋賀会第4回ADR研修会（滋賀ビル）企画部長                                           |

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| ⑤        |                                                                |
| 1月29日    | 「境界問題相談センター（総称）」認証申請手続等説明会（法曹会館）丸田、貫渡副会長                       |
| 1月30日    | 特別研修予備勉強会（グリーンパレス）受講者25名、講師5名、丸田副会長                            |
| 2月2-4日   | 土地家屋調査士特別研修 基礎研修（奈良ロイヤルホテル）受講者29名、貫渡副会長                        |
| 2月3日     | 京都会第11回法学研修会（ビル栄光）企画部長                                         |
| 2月6日     | 土地家屋調査士特別研修 3班グループ研修                                           |
| 2月15-18日 | ADRセンターサミット（岐阜キャッスルインホテル）会長、丸田、貫渡副会長                           |
| 2月17日    | 京都会ADR研修会（ビル栄光）会長、丸田副会長、企画部長                                   |
| 2月20日    | ADR認証申請制度手続説明会（日本教育会館）会長、企画部長                                  |
| 2月21日    | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部、会館建設委員会合同会議 関係者20名                           |
| 3月3日     | 京都会第12回法学研修会（ビル栄光）貫渡副会長、企画部長                                   |
| 3月13日    | ADRに関するヒヤリング調査（境界問題相談センターおおさか）貫渡副会長                            |
| 3月21-25日 | 土地家屋調査士特別研修 集合研修 総合講義（サンアクトピア奈良）連合会長来場 渡辺修哉 会長、貫渡副会長、業務部長      |
| 3月26日    | ADR事例合同研修会（大阪弁護士会館）境界鑑定正副委員長                                   |
| 3月28日    | 京都会新会館竣工及び境界問題解決支援センター設立記念式典（京都会館）会長、全副会長、総務部長                 |
| 3月29日    | ADR自主勉強会 15名参加、企画部長                                            |
| 4月3日     | 境界問題解決センターとちぎ記念式典（ホテル東日本京都宮）会長                                 |
| 4月7日     | 第2回土地家屋調査士特別研修 考査（新梅田研修センター）貫渡副会長、受検者31名                       |
| 4月12日    | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する認証申請に関する説明会（ホテルメトロポリタンエドモント）丸田副会長 |
| 6月21日    | 境界ADR・業界特定・鑑定推進本部、会館建設委員会合同会議 関係者19名                           |
| 6月25日    | 境界問題相談センターひょうご研修会（兵庫会館）会長、丸田副会長、社会事業部長                         |
| 7月24日    | 境界問題相談センター奈良 諸規則設合せ 関係者13名                                     |
| 8月2日     | 第1回ADR受検研修会 会長、中島副会長、受講者19名                                    |
| 8月17日    | 境界問題相談センター奈良 諸規則設合せ 関係者14名                                     |
| 9月3日     | 弁護士会正副会長と打合せ ADRセンター諸規則の件（弁護士会館）会                              |

|                       |                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ⑥                     |                                                                     |
| 長、丸田、貫渡、中島各副会長、社会事業部長 |                                                                     |
| 9月5日                  | 第2回ADR受検研修会 会長、中島副会長、受講者17名                                         |
| 9月29日                 | 境界問題相談センターおおさか研修会（大阪キャッスルホテル）境界鑑定委員長                                |
| 10月15日                | 第3回ADR受検研修会 会長、中島副会長、受講者17名                                         |
| 10月21日                | 京都会ADR研修会（京都会館）会長、中島副会長、境界鑑定委員長                                     |
| 10月22日                | 京都会ADR研修会（京都府中小企業会館）会長、中島副会長、境界鑑定委員長                                |
| 10月24日                | 境界問題相談センターおおさか研修会（天満研修センター）中島副会長、境界鑑定委員長                            |
| 11月21日                | 第4回ADR受検研修会 中島副会長、受講者18名                                            |
| 12月8日                 | 京都会第1回法学研修会（京都会館）丸田、中島副会長、境界鑑定正副委員長                                 |
| 12月9-10日              | ADR担当会同（TKP御茶の水ビジネスセンター）貫渡副会長、社会事業部長                                |
| 12月10日                | 法務省大原官庁法制部主権 認証制度説明会（KKRホテル大阪）丸田、中島副会長、総務、経理両部長                     |
| 平成20年                 |                                                                     |
| 1月30日                 | 弁護士会と打合せ（弁護士会館）関係者6名                                                |
| 2月1-3日                | 第3回土地家屋調査士特別研修 基礎研修（奈良県連誼会館）会長、貫渡、中島副会長、企画、社会事業各正副部長、境界鑑定委員長、受講者36名 |
| 2月16日                 | 京都会第2回法学研修会（京都会館）丸田、中島副会長、境界鑑定委員長                                   |
| 2月28日                 | 境界問題相談センターおおさか研修会（天満研修センター）境界鑑定委員長                                  |
| 3月3日                  | 弁護士会との協議の事前打合せ 関係者5名                                                |
| 3月5日                  | 京都会土地境界鑑定講座・境界問題支援センター事務報告会（京都会館）貫渡副会長、社会事業部長                       |
| 3月7日                  | 弁護士会と打合せ（弁護士会館）関係者5名                                                |
| 3月14-16日              | 第3回土地家屋調査士特別研修 集合研修・総合講義（奈良県連誼会館）中島副会長、受講者28名                       |
| 3月21日                 | 第5回ADR受検研修会（奈良県連誼会館）会長、中島副会長、受講者24名                                 |
| 3月28日                 | 弁護士会と打合せ（弁護士会館）関係者4名                                                |

## 十七条憲法 第一条

### 原文

一曰。以和為貴。無忤為宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

### 読み下し

一に曰わく、和を以て貴しとなし、忤うこと無きを宗とせよ。

人みな党あり、また達れるもの少なし。ここをもって、あるいは君父に順わず、また隣里に違う。

しかれども、上和ぎ下睦びて、事を論うに諧うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。

### 現代語訳

一にいう。和をなによりも大切なものとし、いさかいをおこさぬことを根本としなさい。人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことにしたがわなかったり、近隣の人たちともうまいかない。しかし上の者も下の者も協調・親睦の気持ちをもって論議するなら、おのずからものごとの道理にかない、どんなことも成就するものだ。

- 7
- 3月29日 第3回土地家屋調査士特別研修 考查(新梅田研修センター)中島副会長、受検者29名
- 4月25日 弁護士会と打合せ(弁護士会館)関係者6名
- 5月19日 裁判所と研修会打合せ 貴渡副会長
- 5月26日 調停員・相談員募集会議 関係者7名
- 5月31日 第57回定時総会
- 6月11日 第2回理事会(開設式典役割分担確認)
- 6月18日 拡大社会事業部会(式典準備)関係者15名
- 6月25日 法務局へセンター記念式典出席お願い(本局)会長、総務部長
- 6月27日 兵庫会ADR研修会 丸田副会長、総務部長
- 6月28日 境界問題相談所研修会(サンアクティブ奈良)出席者38名
- 6月30日 弁護士会長と共に裁判所長へセンター記念式典出席お願い 会長
- 7月12日 境界問題相談所研修会(サンアクティブ奈良)出席者33名

境界問題相談センター会長 運営委員名簿

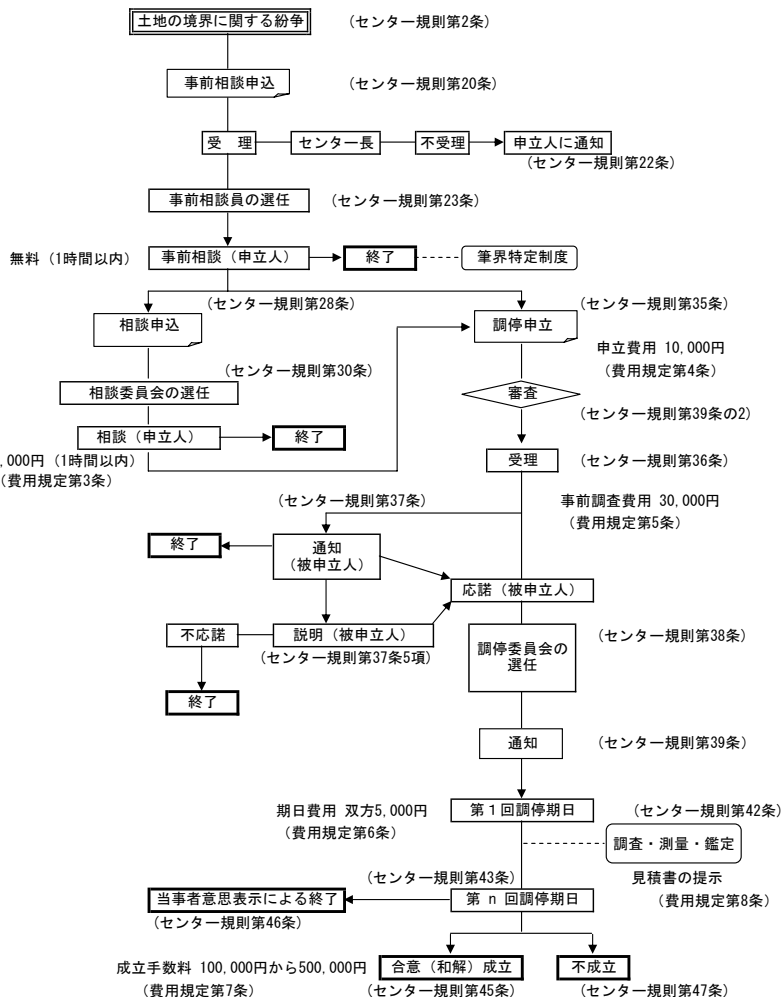
|      |                       |
|------|-----------------------|
| 委員長  | 貴渡 利行 (副会長)           |
| 副委員長 | 飯田 誠 (弁護士会弁護士業務対策委員長) |
| 副委員長 | 丸田 元明 (副会長)           |
| 委員   | 藤本 卓司 (弁護士会)          |
| 委員   | 横方 賢史 (弁護士会)          |
| 委員   | 下高谷彰良 (副会長)           |
| 委員   | 仲田 忠正 (総務部長)          |
| 委員   | 栗 昭人 (社会事業部長)         |

境界問題相談センター会長 調停員・相談員名簿

| 氏名    | 調停員 | 相談員 | 氏名    | 調停員 | 相談員 |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 飯田 誠  | ○   | ○   | 藤村 義朗 | ○   | ○   |
| 上羽 徹  | ○   | ○   | 北田 光彦 | ○   | ○   |
| 内橋 裕和 | ○   | ○   | 速水 優男 | ○   | ○   |
| 萩原 研二 | ○   | ○   | 吉久保勝司 | ○   | ○   |
| 川崎 祥記 | ○   | ○   | 山村 光司 | ○   | ○   |
| 北岡 秀晃 | ○   | ○   | 藤部 勇  | ○   | ○   |
| 栗原 直樹 | ○   | ○   | 坂井 安司 | ○   | ○   |
| 小嶋 達  | ○   | ○   | 木村 勇  | ○   | ○   |
| 佐々木真子 | ○   | ○   | 貫山 伸一 | ○   | ○   |
| 佐々木美穂 | ○   | ○   | 森本 崇  | ○   | ○   |
| 祖谷 謙一 | ○   | ○   | 中野 智康 | ○   | ○   |
| 高野 高雄 | ○   | ○   | 中川 一弘 | ○   | ○   |
| 高橋 和宏 | ○   | ○   |       |     |     |
| 多田 実  | ○   | ○   |       |     |     |
| 戸城 杏奈 | ○   | ○   |       |     |     |
| 中村 悟  | ○   | ○   |       |     |     |
| 中本 勝  | ○   | ○   |       |     |     |
| 西村 香苗 | ○   | ○   |       |     |     |
| 馬場 達也 | ○   | ○   |       |     |     |
| 藤井 茂久 | ○   | ○   |       |     |     |
| 松岡 度毅 | ○   | ○   |       |     |     |
| 宮尾 耕二 | ○   | ○   |       |     |     |
| 村嶋 修三 | ○   | ○   |       |     |     |
| 山口 宣彦 | ○   | ○   |       |     |     |
| 山崎 晴子 | ○   | ○   |       |     |     |

センター構成員名簿

## 紛争解決手続の業務内容とその実施方法の概要



手続フローチャート

# 第5回しずおか境界シンポジウム

## 「震災に備えての都市における地籍調査」

### 「震災時、調査士にできること」

第5回しずおか境界シンポジウム運営委員会委員長 大石 和芳

平成20年10月1日、静岡市において第5回しずおか境界シンポジウムが、秋空に富士山を仰ぎ約500名の来場者の中、震災をテーマに盛大に開催されました。Xデーに備え、第1部の基調講演に続き、第2部では、初めての試みの5名のパネリストによるディスカッションと共に、そのパネリストを誘導する形での会員による寸劇を行いました。講演録はDVDにて、富士山に雪が積もる頃には、各会に提供できるようにと準備中です。

#### ごあいさつ



静岡県土地家屋調査士会  
会長 木村保成

しずおか境界シンポジウムは、静岡県土地家屋調査士会と静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催により第5回を迎える事ができました。

県内外各地、又、多方面より多くの方々のご参加をいただきここに厚く感謝申し上げます。振り返れば東海地震の発生が叫ばれてから既に30年以上の歳月が経過しています。幸運にも静岡県では大規模地震は起きていませんが、悲しい事に日本国内に留まらず世界中のどこかで毎年のように大きな

被害が発生しています。

ご案内の通り、このシンポジウムは、「震災時、調査士にできること」と銘打ち、被災者、被災地域の速やかな復旧、復興のため土地家屋調査士が法務局を始め、地方公共団体と協力し、県民の生命、財産の保全のために何ができるかを確認する機会でもあります。

おかげ様で、本年3月、石川県土地家屋調査士会のご協力により「地震対策調査報告と提言」を、当会より発刊させていただくことができました。

震災対策については、事前、事後、復興の3つの柱からなります。土地家屋調査士の職能を十二分に発揮する上では、復興対策に重点を置くべきものと考え、本年7月2日に静岡市と災害協定を締結し、来る10月31日には、静岡県防災局のご尽力により賀茂地域1市5町との締結が予定されており、浜松市とも協議中です。今後は県下全域に拡大することで、地震被害及び被災後の県民のための

再建施策が早急に実現できる最良の手段であると確信し、着実に前進しております。

我々土地家屋調査士は、土地の境界、及び、不動産の表示に関する専門家としてだけではなく、震災時における役割を県民と行政に広く認知していただくための情報発信の場として、このシンポジウムを企画した次第です。災害が無いことに越したことはありませんが、万が一にもその時は、速やかに復興対策の一翼が担えるように、日頃から勉強会を開いております。

#### 趣 旨

日本列島の中央に位置する我が県土を中心に、大地震（＝東海地震）が発生するとの予知から既に30年が過ぎようとしています。近年では日本列島のどこでも発生する可能性があり、また、現時点では予知そのものが不可能であるとの見解も新聞報道等で伝えられ

ています、しかし、現在、静岡県が国の地震対策「大規模地震対策特別措置法＝1978年」で国費を一番多く投入されている県であり、厳しい財政の昨今を考慮すれば、この受益を踏まえ、県民は地震に対応できる対策をすべきと思います。また、私たち土地家屋調査士もさらに専門家として一般県民より高い使命と、志を持ち、Xデーに備える事が社会的義務と心得、現在各種事業に取り組み始めました。既に静岡市とは「災害時における家屋被害認定調査に関する協力協定」を結び、研修等も行ってありますが、このような協定締結を県内全域に広めるため、現在準備中です。併せて、広く県民の皆様にも地震に対しての啓発活動を継続的にを行い、避けて通れない被害を最小限度にする大切な事業と認識し、本日のような企画を過去4回行ってまいりました。今回は前半に一向に進まぬ「都市部における地籍調査について」の基調講演を、後半は「震災時、調査士にできること」をテーマに寸劇を交え、解りやすく、かつ、各分野の多才なスペシャリストによるパネルディスカッションを行いますので、ご期待下さい。本日のイベントが、皆様と私たち土地家屋調査士との出会いの場として、これを機に、土地家屋調査士の業務にご理解を賜れば幸甚に存じます。

## 第1部

### 基調講演

「都市部における地籍調査について」のテーマにて、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地籍調査担当係長 河野重義氏の講演が行われた。



講師：東京都都市整備局都市づくり政策部  
土地利用計画課地籍調査担当係長  
河野重義氏

### 1. 東京都の地籍調査

地籍調査は開始当初、農業施策に対応することに重点が置かれていたため、農業部門（産労局）で所管されていたが、阪神淡路大震災を契機に都市部の地籍を整備するという流れができ、平成14年に現在の土地利用計画課の所管となった。また、東京都の地域防災計画（震災編）に地籍調査事業が位置づけされている。

しかし、地籍調査事業は、平成19年度末現在、進捗率19%、着手率60%と全国的な割合と比較して低い状況にある。その原因とそれに対する対策方法が次である。

### 2. 官民境界等先行調査の概要

都市部においては、土地が細分化され権利関係が複雑で、ひとつの区域を調査するまでに時間を要してしまうことから、一筆地調査の遅延を招いている。

そこで、道路・水路に囲まれた街区を一単位とした外側境界（アウトフレーム）をまず立会により確認し、外側を固めてから、法務局等と連携し土地の移動情報（相続、売買等）を管理、また地積測量図等の情報を収集したシステムをGISなどを利用して構築した上で、民境界調査（一筆地調査）

を行う手法「官民境界等先行調査」を採用した。

### 3. 筆界推定線の作成～FR工程～

東京都では、さらに地籍調査の作業工程の中で、現地立会を行う前に、独自に「FR工程」と呼ばれる筆界推定線の作成を行い、現地立会での中立性の確保及び作業の円滑化を図った。

筆界推定線の作成とは、地形測量データを基に、既存の地積測量図・土地境界図・換地確定図等を現地や図上に復元する作業で、地形（現況）測量とこの（境界）復元測量を重ね合わせた「地籍調査素図（現況重ね図）」を作成した上で立会を実施する。

（これは、我々調査士が立会業務に望む前に行っている様な作業を、広範囲で現地立会調査工程の前に実施しているといえる。）

この作業は国土交通省とは別途東京都で費用を負担し、平成14年度より制度化されている。

### 4. 境界の法的性格とその運用

公法上の筆界と所有権の及ぶ範囲の所有権界や占有界は、必ずしも一致しないケースが多々あり、地籍調査ではそういった箇所の修正をし、通常土地のあるべき姿になるように努めている。

公共物（道路・水路）については、次の2つの場合がある。

- ①用地買収や国有財産の無償譲渡、寄付受領地等に代表される敷地の帰属が行われた場合には、原則として分筆登記がされており、筆界・区域・所有権界の位置は一致する。
- ②国有財産の無償貸付、私有財産の使用契約（原則無償）等に代表される私権の制限により土地の使用権を取得している場合には、分筆登記がされていない

ケースが多く、筆界・区域・所有権界の位置は一致しない。

公共物の境界管理がおこなわれている区域は必ずしも境界の有無を要件としない。行政処分で行う道路・河川等区域の決定は、上記①の場合は問題がないが、②の場合においては、権限（所有権・使用权）の範囲に現地復元性（現地どこに位置するのか）を持たせるための調査が必要であり、それには地籍調査事業が最適である。

## 5. 成果の活用方法

官民境界先行調査による登記手続き簡素化の事例として、東京都内では5区市町の自治会が、**地籍調査成果証明書**を発行することにより、法務局と協議の上、登記手続きにおける**境界確定の証明書と同様の効果を有するもの**として取り扱うこととされている。

また、成果を利用し区市の単独費を加えて道路台帳図を作成している。

## 6. 東京都の事例

なぜ都市部を進めるのか？それは、東京都では公共物管理を主眼にしているにも関わらず、開発等を行うにあたり官民境界が確定しておらず、また、道路は土地利用比率で18.8%であるが、ほとんど現況管理されているためである。

例として、六本木ヒルズにおいては、現地約400筆（約11ha）の境界調査に4年（内官民確定に3年）が費やされている。民間企業が境界調査を行う場合には、立会を求めることや立ち入りへの法的根拠を持っておらず、また、行方不明者や相続人調査を行うことも難しく、大変な費用と時間を要してしまう。仮にこの地域で事前に地籍調査が行われていたら、再開発に当たって期間短縮ができた

ものと考えられる。

また、公共物管理者としても、道路台帳（道路敷地構成図）整備は約50%くらいで、境界＝道路区域界＝所有権界の位置付けがまちまちであり、これらを正す必要がある。

境界標が少しずれているだけでも、地価約2,500万円/m<sup>2</sup>のところもあるため問題が大きい。

都市再生緊急整備地域に該当している千代田区の例では、境界確認立会のうち現状では約3割程度しか合意できなかった。その問題点として、法人が多く担当者レベルでは判断できず、社内決裁途中で止まってしまう。また、信託財産として運用されている土地が多く、処理に煩雑さがあることが挙げられる。その対策として、このようなケースの場合は、土地所有者との調整を十分に行い時間と手間を掛け（例：1年目素図＋2年目立会＋3年目成果作成）、最初から**一筆地調査**を行う必要がある。

立川市の例では、耕地整理を行った地域であり、街路築造工事等を行った後、立川市が昭和48～昭和62年の期間、市発注で境界確定作業を行った。従って、現在では約90%以上が道路境界確定済みであり、杭も座標（任意、日本測地系）も残っている。そのため、再立会を行い街区調査を新たに実施する必要があるか疑問であった。対策として、境界確定済みの杭を**世界測地系座標**で再測し、既設杭の扱いについては、市で責任をもつことにした。これは、準則に定めない方法だが、今後の位置付けを明確にする必要がある。

## 7. まとめ

最後に、都内の実施自治体の地籍調査事業調査目的が、以下の通り紹介された。

①土地境界業務、公共事業の円滑化の他、災害時における復興活動の迅速化並びに安心できる都市基盤づくりのため。

②南関東地域直下の地震対策に関する大綱のDID地区であるため。

③地震防災対策強化地域の指定を受けているため。

④地震災害後の街区境界の復旧を迅速に行うため。

⑤防災対策の一環として、復興計画の策定並びに復興事業を速に行えるようにしておくため。

⑥災害発生時の円滑な復興、防災街づくりの推進に役立てるため。

等、他にもさまざまな意見が挙げられたが、いずれの自治体も災害時の復興を大前提とした目的が示された。

そして、三宅島災害復旧での活動において、地籍図と地籍簿が広く利用されたことが説明され、現在地籍調査は、災害に備えて着手している自治体が多いことが述べられ締めくくられた。

## 第2部

### パネルディスカッション

#### 寸劇1

「東海地震が叫ばれているがいまだ来ない。地震はよそに行ったんじゃないの？の巻」



「明日来てもおかしくないとわれて…」

東海地震が来るといわれて30年以上経ちます。科学的にほんと

うに来るのか、予想されるマグニチュード8クラスの地震はどのようなものか、実際のところはどうなっているのか、という一般市民からみた疑問を、井戸端会議風の構成で投げかけました。

それに応え、**静岡大学理学部地球科学科教授・静岡大学防災総合センター長 里村幹夫氏**が意見発表されました。

東海地震はフィリピン海プレートが駿河トラフに沿って、本州がのっているユーラシア（アムール）プレートの下に沈み込むことによって起こると考えられています。過去に100～150年の周期でマグニチュード8程度の大地震が発生しているが、最も近い1854年の安政大地震以来すでに150年以上経過している、とのこと。

また、上記事実からすれば何時起きてもおかしくないが、現在想定されている東海地震が、歴史上単独で起こった事実は知られていないことなどから、東海地震は単独では発生せず、次の**東南海地震**やさらには**南海地震**との連動により発生するとの考えもある、とのこと。

しかし、東海地震の単独発生の可能性も否定できず、さらには予想されている東海地震以外のタイプの大地震が突然起きることもあるので、**大地震発生に対する備え**が急務である、とパネルを使用しながら説明されました。

ということは、今をときめく〈**篤姫**〉様以来、起っていないということになります。大河ドラマでも演じられたが、アメリカ発ペリーの黒船来航、安政の大地震、幕末動乱へと突き進んだ時代と、150年後の現在進行形アメリカ発**世界金融危機**、という黒船がオーバーラップし、奇しくも〈**篤姫**〉ブー

ムと絡めて何やらキナ臭く感じられなくもない、と思った次第です。

## 寸劇2

「やっぱり東海地震が来てしまった。では今までに何をしておけば良かったのか?の巻」



「地震の対策今日やる予定だったのに…」

狼が来た、狼が来た、という少年の嘘は、いつしか誰にも信用されず、ほんとうに狼が来た時には誰にも助けられず食べられてしまいました。このイソップの童話は、長期にわたる地震予知警報に酷似し、そこに長期警報の困難性があります。このことを〈**習慣化による受信濾過**〉というそうです。

今日の平穏は明日も続くだろう、と考えるのが通常であり、天が落ちてくるのではないかと毎日憂う杞の心配性こそが尋常ではないのです。したがって、地震への準備は明日でよい、と考えてしまうのが一般的であり、その〈**習慣化による受信濾過**〉という現象を、寸劇2で取り上げ、地震の轟音と共に**迫力ある演技**を好演しました。そして長期にわたる県としての対応策を**静岡県防災局防災報道監兼防災情報室長 岩田孝仁氏**に聞いてみました。

静岡県の地震対策事業（1979年～2006年）の総額は1兆7,947億円であり、その主な内訳は病院、学校、社会福祉施設の耐震化3,124億円、市町への助成（防災拠点の整備等）5,921億円を計上

している、とのこと。

また静岡県の「**地震対策アクションプログラム2006**」では今後10年で死者の半減を目指すとして木造住宅の早急な耐震化、公共施設の耐震化など4点を今後10年間で行う、とされました。

さらに、地域の防災力確保（迅速な復旧、復興を目指して）として、阪神・淡路大震災から13年経過したが、少子・高齢化や社会のインフラの高経年化等の顕在化してきた課題があります。復旧、復興については土地家屋調査士会など、**専門家集団の支援**を期待する、として終了しました。

県はいざ狼出現に備え、食べられないようにと膨大な資金を投入していることを知った次第です。

## 寸劇3

「じゃ俺も地震に備えよう。ところで地殻変動が起きてしまった。境界はどうなるの?の巻」



「うちの土地はどっからどこまで…」

地震が起きてしまった場合、一般市民の私有財産と共に、その私有財産であることの証明者である法務局も同時に被災するはずで。それでは**法務局の保管体制、バックアップ体制**はどうなっているのだろうか、という一般市民の目から見た**素朴な疑問**を寸劇で演じました。

**静岡地方法務局総括表示登記専門官兼地図整備筆界特定室長 小俣久氏**が、この疑問に呼応した明

確な解答をされました。

震災時における**法務局の業務処理**等に関する点と、地殻変動による**登記処理**について、の二つのテーマに分けられ、一般来場者を意識した初歩的説明を交えた分かりやすい説明でした。

それによると情報化時代にある現法務局は、一昔前の紙で保管していた法務局と違って、全ての情報を**電子化**しており、又幾重にも**バックアップ体制**を取っており、同時に日本全体が被災地にならない限り権利としての財産は、**安心安全**だということを強調されました。

また、後半の地殻変動による**登記処理**については、〈**地図情報システム**〉を平成23年度末までには全国すべての登記所において取り扱うことを詳細に、またビジュアル的に説明されました。

これらの説明で、一般来場者も安心して帰宅されたのではないかと思います次第です。

#### 寸劇4

「境界がわからなくなってしまった。登記はどうなるの？土地家屋調査士会に相談しよう!!の巻」



「どうしよう。後悔先に立たず。相談所に行こうよ」

被災した後、避難所暮らしの中で、いよいよ復興の第1歩を踏み出そうとした場合、一般市民は

何をしたらよいのか、どこに何を相談したらよいのか、これを、土地家屋調査士の低い知名度を、**トチカヤ チョウリシ**ともじり、震災に備え、調査士に依頼し**立会・測量**しておくべきだった又、**地籍調査**に賛成しておけば即境界を**復元**できたのにと、後悔する一方、**罹災証明・被害認定**に調査士が関与しているという視点から、ユーモアを交えた寸劇が熱演されました。それに呼応する形で、**日本土地家屋調査士会連合会副会長 大星正嗣氏**が意見発表されました。

同氏は日調連の副会長という要職にありますが、石川会の会員でもあり、過年の能登半島地震の**体験者**であるため説得力がありました。

調査士として「何かをしなければ」という気持ちと「何ができるのか」を自問自答しながら、石川会として、あるいは輪島支部、七尾支部として、**会員一同協力**して復興の一助となるよう活動されたということです。

まず災害対策本部の一員として、その組織の中に組み込まれないと、効果的な活動が何もできないことを話されました。ただし、その組織に組み込まれた後は、調査士会としての活動がスムーズに行え、最終的には**建物滅失登記無料代理申請**なども行なったとのこと。

このことは、体験者ならではの感想であり、机上からは得られない意見として貴重でした。又、静岡会が全国に先駆けて、静岡市と災害時における**家屋被害認定調査**に関する**協定書**を締結した意義は大きいと評価していただきました。

もう一人のパネラー（社）静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 **望月繁和氏**は、〈東海地震に備えての地籍調査の必要性〉



MC：佐藤多恵  
コーディネーター：木村保成



パネリストの皆さん

をテーマに意見発表されました。

GPSの機能的説明から始まり、GPSに基づく**世界座標**による地図数値化の秀逸性、利便性を説かれました。この**地籍の重要性**は、戸籍の重要性に匹敵する、との話が印象的でした。しかしながら、この地図数値化による地籍調査は、遅々として進まずその進捗率は全国平均、及び静岡県内においても50%に満たない現状を憂い、来るであろう東海地震を想像すると**震撼**するとのことでした。又、この地籍調査に土地家屋調査士も大いにお手伝いできますよと、来場されていた行政関係のお客様に呼びかけたことは、さすが公嘱協会理事長でありました。

各パネリストの発言の後、引き続き、より実務的な観点から「調査士にできること」に関して、**木村保成**コーディネーターからパネリストの皆さんに問いかけを行いました。

まずは、**里村幹夫氏**に、土地家屋調査士に期待するものとは、どのようなものかを伺いました。

里村氏のご意見は、地域の土地

に習熟した土地家屋調査士は、不動産についての広域な知識を生かしたアドバイスができると思います。これは事前の防災に大変役立つので、このことを念頭に是非業務を行っていただきたいと提言されました。

次に、**岩田孝仁氏**には、我々静岡県土地家屋調査士会は、静岡市と「災害時における家屋認定調査に関する協定」を締結しましたが、静岡県としては、土地家屋調査士に期待するものはどのようなものかを伺いました。

岩田氏からは、災害後の罹災証明等において、土地家屋調査士をはじめ**プロ集団の協力**が大変役に立つ訳であり、静岡県土地家屋調査士会が静岡市と結んだ災害に関する協定を、全県下に輪を広げて、**官民での助け合いが出来る体制作り**を切望しているとのことでした。しかしながら、大地震時にこのようなボランティア活動を行うことは、まずは**自分自身や家族の生命・財産を守ってからの社会貢献**であることが大前提であることを強調されていました。

**小俣久氏**には、**法務局の災害時の対応と筆界特定制度**について伺いました。

先程パネリストの大星氏から石川県土地家屋調査士会が行った震災復興時の**法務局との連携作業**についての苦労話があったことに対して、小俣氏は震災復興時において、法務局側から県・各市町・土地家屋調査士会に対して、**登記官の職務権限上**の色々な面で逆をお願いをしなければならないケースも考えられるので、今後検討をして行きたい旨の発言がありました。

また、その他では、「**静岡地方法務局の防災国民保護実施要領**」が局長訓辞という形で出されたこと。**地図整備**に関してのこと。筆

**界特定制度**についての説明がありました。

この件については、今までの法務局の見解より一歩中に踏み込んだ内容であり、これから法務局に期待するものも多くなることを感じた次第です。

**大星正嗣氏**には、本人自ら震災時の救援に直接的に現地に入られて、調査士および調査士会が出来ることを実践されたと聞いています。ただ、ここでは単位会の対応ではなく、**日本土地家屋調査士会連合会**として、災害についてどのような考えをもっているかをお聞きしました。

日本土地家屋調査士会連合会としては、災害が起きた時には当然**地震対策本部を設置**し、各地の情報を連合会の中で一元化を図りながらその地区の会員に公開することを行っているとのことでした。その他としては、**救援のための募金**を行ったり、**見舞金の支援**をしているとのことでした。これからのこととしては、土地家屋調査士として震災を経験しましたが、復興のプロセスの中での関わり合いについて「**何か出来ないか**」ということを考えており、これが実際の動きに繋がれば、日本土地家屋調査士会連合会の中でも検討出来るのではないかとのことでした。

又、**コーディネーター**からは、復興に際してのボランティア活動においても、それに掛かる費用は相当なものになると思われるので、日本土地家屋調査士会連合会にある「**大規模災害対策基金**」と同様の基金を、各単位会でも持たないと、災害が発生した時迅速な対応をすることが出来ません。そこで、是非単位会でも同様の**災害基金**を持つべきであるとの発言がありました。

**望月繁和氏**には、静岡県土地家

屋調査士会にある資料センターへの**資料地図の収集・管理・目的**についての見解を聞きました。

望月氏から、静岡県土地家屋調査士会では予想される東海地震により、貴重な資料地図が滅失される事を防ぐためのバックアップ機能だけではなく、地殻変動に伴い不明となった境界を、**復元**するための参考資料として利用できることから、県内の各市町および各種関係団体をお願いをして、古い地図や土地区画整理事業等で作成された確定図等の**収集**を行っていること、又、これらの資料については適切に管理するための**資料センター**を調査士会の中に設けているとの説明がありました。なお、この資料に関しては、筆界の調査をする際の重要な資料となることから、提供者を含めた関係者のご厚意に対し、土地家屋調査士の職責に基づいた最大限の**注意義務**を果たすことを前提に利活用させていただき、**境界紛争の未然防止**にも役立てたいと考えています。そこで、できる限りの資料提供を、会場に参列している**官公署の皆さん**をお願いしたいとの発言がありました。

以上、5名のパネリストの方々から色々なご意見をいただきました。まだまだご発言をされたい方もおられたこととは思いましたが、限られた時間の中でのディスカッションのため、最後に**コーディネーター**である**静岡県土地家屋調査士会 木村保成会長**がまとめの発言をいたしました。

「全ての県民が安心と安全な生活基盤を確保するための支援の可能性について過去に発生した地震に学び、現状を把握し、将来に役立てることが必要だと痛感致しております。

行政と土地家屋調査士、そして県民が**連携**して、情報を共有し防

災に備えましょう。

我々、土地家屋調査士は、土地の境界、及び不動産の表示に関する専門家としてだけでなく、震災時における役割を**県民と行政に認知**していただき、万が一の時に速やかに復興対策の一翼が担えるように今後**共知識の吸収**を怠ることなく、精進をいたします。」

## あとがき

昨年10月に境界シンポジウム運営委員会を立ち上げ、テーマ・パネリストの決定・打ち合わせ等、30回を越す会議を重ね、開催するに至りました。思えば能登半島地震での災害を体験し、土地家屋調査士として復興に尽力された**石川県土地家屋調査士会**を、私共は昨年8月に訪問させて頂きました。その際の調査結果をまとめた

「**地震対策調査報告と提言**」を本年3月に発刊、そして7月には、静岡市との「**災害時における家屋被害認定調査に関する協定書**」の締結に至りました。また、これに続き12月17日には浜松市とも、同様の協定書締結を行うことが決定しています。さらに、静岡県下の市町についても同様の協定書締結が行えるよう啓蒙活動中であります。なお、調印式の模様はマスコミ各社（県内全社）で大きく報道されています。そして今回の境界シンポジウムへと、一連の動きの中、土地家屋調査士をアピールする総仕上げといえるものだと思います。

パネリストの皆様方には、度重なる打ち合わせとリハーサルに快くご参加いただき、内容の濃いディスカッションの構成ができましたこと誠に感謝申し上げます。

又、寸劇班は寄る年波をものともせず、夢にまで出るほどの猛特訓を重ね、無我夢中で演じたと聞き及んでおります。今回の「第5回しずおか境界シンポジウム」が無事終了することができましたことは、パネリスト及び寸劇班のみならず、調査士会と公嘱協会の役員、そして支部長支所長はもとより全会員の協力の賜物と考えております。ただ、新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミを通じ、開催について広く県民に呼び掛けましたが、効果が今一步及ばず次回への課題となりました。

終わりに、遠路よりご参加いただいた他会の調査士の皆様及び友好団体の方々、並びにご協力頂いた関係者の皆様方に対し、厚くお礼申し上げます。

# 広報最前線

山 梨

## 山梨県の紹介

本夏の山梨県側からの富士山登山者数が21年ぶりに20万人を突破し247,066人(八合目)と大変多くの方が登頂いたしました。但し、山頂からご来光を拝まれた登山者数は、172,369人、因みに静岡県側からの登山者数は132,981人だったそうです。

なぜ、このような数値を紙面に載せていただいたかと申しますと、山梨からは遠方に住んでおられる方だと思いますが、富士山は静岡県にあると思っていたというお話を聞きショックを受けたからです。

この際、山梨県人として「富士の国やまなし」のことを一寸だけ知っていただきたく広報部長として紙面をお借りすることにしました。

山梨県側の富士山麓には、富士五湖があります。そのなかで山中湖・河口湖はよく知られておりますが、近くに西湖・精進湖・本栖湖の自然を満喫できる三湖のお名前も覚えていただきたく紹介いたします。

また、日本一高い富士山は殆どの



北岳

人が知っておりますが、二番目、四番目に高い南アルプスにそびえる北岳(3,193m)と間ノ岳(3,189m)も山梨にあることをお忘れなく。

そして、果樹王国山梨はブドウ、モモ、スモモ、サクランボ等の生産地、ワインの本場でもあります。温泉も沢山ございます。ぜひ、自然に恵まれた山紫水明の山梨にお越しください。

## 山梨会の概要

山梨会の会員数は現在142名(内女性会員4名)法人1社となっております。また県内には6つの支部がそれぞれの地区で研鑽を積みながら活動しております。

現会館は、平成14年8月21日新社屋(203m<sup>2</sup>)が落成、そして9月1日より公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局との合同事務所として気分新たにスタートしました。

運営は事務局長と、調査士会事務員及び公嘱協会事務員をそれぞれ1名置き三名のスタッフで運営されております。

また、当会の会員は50歳前の将来を担う若手調査士が40名おります。



山梨県土地家屋調査士会館

毎月積極的に勉強会を開催し、新しい時代に向けて技術の研鑽に励んでいる姿は頼もしい限りです。

## 広報活動

予算も乏しく、活発な活動はできませんが、下記のような広報活動しております。

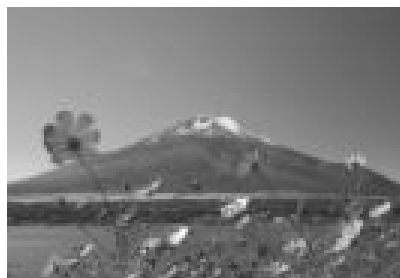
## 不動産登記法改正と公共事業

平成17年3月不動産登記法改正により、残地球積が必要となり登記面積が許容範囲を超えた場合、地積の更正も必要となりました。

今まで用地潰地面積を求積し地積測量図を作成していたものが、全ての境界点の筆界確定を必要とし、大変手間が掛かり経費の負担が増大いたしました。

そのため、従来の報酬額では業務が不可能と一時、分筆登記申請業務がストップし公共事業に大きな影響を与えることとなりました。

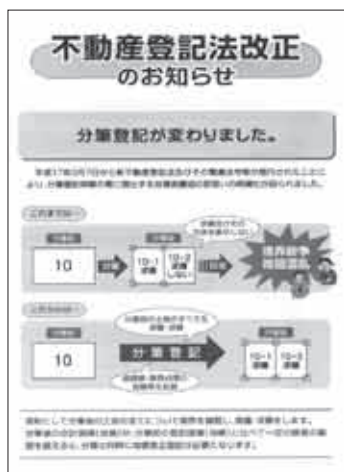
しかし、このことは公共工事の発注者側である担当者に調査士業務を認識していただく大きなキッカケになったことも事実であります。



富士山

今まで、用地測量は測量会社に発注し測量士の陰になっていた登記業務をアピールすることができたからです。

山梨県土地家屋調査士会は当時の広報委員長(竹野トキ子氏)が、それらのことを公共事業等の計画機関に又、一般市民にしっかり伝え、理解をしていただくことが必要であると考えチラシを作成し、公共機関の窓口等にも配布いたしました。



公共施設等の窓口にお願したチラシ

## 無料登記相談

山梨会では、支部ごとに無料登記相談を行っています。

市民への呼びかけは一人でも多くの人の目に触れるよう県及び各市の広報誌にその内容を載せていただいております。

特に甲府支部では、毎月支部会員

が当番制により司法書士と共に市役所に相談室を設けて実施しております。

毎月数人の方が訪れるようですが、土地の境界に関わる様々な相談に対しての適切なアドバイスに市民の方々からも高く評価されていることは、社会貢献の一環として市からも認められておるところです。

## 会報誌の発行

会員を対象に年1回、1月1日付けで会報『やまなし』を発行しております。

内容としては、正月号になりますので会長挨拶をはじめ法務局長、知事、連合会会長等々年頭の挨拶文、また各部会・委員会の報告、支部報告、公嘱協会の支所報告等を中心に掲載いたします。

## 広報活動の今後

なかなか、予算の厳しい状況であり、思い切った広報活動は行っていないのが現状であります。

近年では先に御紹介した不動産登記法改正時に作製したチラシ程度になり、小生が部長になってからは、年一回作成する会報『やまなし』と無料登記相談だけとなってしまう、後は予算が無いから何もできないと職務怠慢であったと深く反省している次第です。

先日、日調連が行った広報担当者会同に参加して他県の活動、また、「PR活動を学ぼう」ということで専門家のお話をお聞きし、あまりお金を掛けなくても効果的な広報活動はできると考えを直す大変良い経験させていただきました。

今まではなるべくお金を掛けなくて小物のグッズを作る程度で大した効果もなく、また新聞、ラジオ、テレビ等はハナからお金が掛かり過ぎて諦めておりました。

しかし、打つ手は無限という言葉がありますが、真剣に取り組めば必

ず効果的な広報活動の方法はあることを強く感じました。

ここに、もう一度広報活動の任務を自分なりに考えてみますと

「調査士の社会的地位向上」を図ることにあり、会員のご協力の下に、その任を務めることであります。

## お金の掛からない広報活動

- ・地域のイベントやボランティア(清掃等)活動に積極的に参加しアピールする
- ・無料登記相談事業等は、県・市町村の広報誌やメディアを有効に活用することを心がける
- ・無料登記相談を年3～4回地元調査士の協力を得て市町村を巡回し、地域貢献を図る

以上、お金のあまり掛からない広報活動として、気付いたことを2、3述べさせていただきましたが、創意工夫してイベント等に参加するためのハッピー・腕章等を整備し、国家資格である土地家屋調査士業務をアピールすることは、不動産登記法改正により、ますます責任が大きくなった今日必要と考えます。

## 会員の志を高く

今後、財政難の当山梨会は、会員の意識向上を図りながらハッピー等購入の費用面とイベント等に積極的な参加の協力を呼びかけることは大変必要なことと感じております。

幸い若手グループはやる気満々頼もしい限りです。

山梨の明日は明るい。

山梨会広報部長 手塚朝晴



# 2008 広報担当者会同開催報告

## — 効率的な広報活動の構築を目指して —

平成 20 年 9 月 25 日（木）、26 日（金）の 2 日間にわたり、土地家屋調査士会館にて 2008 広報担当者会同が開催されました。会館の 1 階入口には土地家屋調査士の制度広報 DVD を上映し、会場である同会館 3 階廊下には連合会作製の広報グッズや各会の会報、ポスターが展示され、会場の後方には伊能図と各会から送られてきた広報グッズ、さらに制度広報 DVD が上映され、さながら広報活動の展示会のような中で行われました。

司会を川本広報部次長が務め、大星副会長の開会の辞に続き、松岡会長から挨拶がありました。



司会 川本広報部次長▶



### 松岡会長挨拶要旨



私は昭和 45 年に土地家屋調査士業を開業し、大阪会・連合会と役員になってからも広報を担当する機会が多くありました。かつて大阪会では新聞広告、ラジオ CM を行ったこともあります。広

報は連合会、ブロック、単位会、会員それぞれの役割分担が必要です。連合会は舞台を用意し、単位会はシナリオを作り、会員みんなが主役でやっていく姿勢でなければなりません。また、広報活動は常に夢を持って、新鮮な気持ちで取り組むことが大切です。大きく背伸びをしてでも希望が持てる指針を確立し、広報活動をやってきました。激しく揺れ動く社会の早い時間の流れの中で、新しい時代にマッチした形での広報に携わってほしい。

### 第 1 部 PR 活動を学ぼう

#### 「新聞社の PR 戦略」

読売新聞東京本社 川人献一宣伝部長

#### 〈主旨〉



新聞の宣伝は何なのか。一般の企業は個別の商品の PR をするが、新聞の場合は新聞記事そのものを PR することはなかなか難しい。かつて新聞社の CM でよくあったのが

国際紛争、飢餓に苦しむ人たちの映像があつてそこに新聞紙面が現れ、現実はこうだよと訴えるパターン。しかし、新聞の部数は頭打ち状態という昨今、高みからモノ申す感じでは、人々の心に伝わらない。そうではなく、新聞記事が人と人の繋がりを結ぶきっかけを作るとか、このネット社会の中で本当に信頼できる情報を伝えていくとか、他にもいろいろな生活の場面で読者とともに生きてきた「新聞の良さ」を改めて知ってもらうことを PR することに務めている。CM に限らず PR 戦略では、何を、誰に訴えたいのか、ということを明確にすることが大事だ。

#### （PR イベントの紹介）

- ・障害のある子供たちが描いた絵を、山手線などの電車内いっぱいに展示して走る「ピクチャートレイン」という企画を続けている。広報・宣伝の枠を超えた社会貢献というものも、これからの企業に求められるものではないか。
- ・千葉ロッテマリーンズの選手とゴミ拾いをする企画「ビーチクリーン作戦」が社会的に大きな評価を得ていることが報告されました。イベントは単体でやるよりもいろいろな企業と組んでやるのが効果的であることを証明しています。組むことによるお互いのメリットを相乗的に生み出しているのです。

テレビ CM 製作での苦労話など、面白く、興味深いものがありました。講演の中で、PR には 2 種類あつて一つが buy me（私を買ってくれ）、もう一つが love me（私を愛してくれ）だと。これは PR を考える視点として大変参考になりました。

## 第2部

### 土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業に向けて～地域クラスター活動を構築しよう～

2010 年の制度制定 60 周年記念事業の企画を考える上で参考とするため、2009 年 4 月から行われる「伊能大河ウオーク」と「伊能大図展」の提案があり、その他に社会貢献による広報活動を目指すために地域における広報活動の事例報告が行われました。

#### 「2009 年～ 2011 年伊能大河ウオークと伊能大図展の提案」

伊能忠敬研究会 渡辺一郎名誉代表(写真左)

(社)日本ウオーキング協会 木谷道宣副会長(写真右)



主催は (社)日本ウオーキング協会、伊能忠敬研究会、全国地方新聞社連合会、共同通信社、日本土地家屋調査士会連合会で、主に中心となる伊能大図展は、各都道府県の会場に復元された地図を並べてその上を歩いてもらう。実施主体は各都道府県ウオーキング協会、各土地家屋調査士会、各地方新聞社となり、大図展は土地家屋調査士会が主体となって、運営等をお願いしたい。特に今回は、地方新聞社がイベントの報道に協力体制をとっており、PR 活動の効果が大きいと考え、土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業の一つとして提案したい。

#### 地域クラスター広報活動の事例報告

##### 「内部・外部広報を考える視点について」

広島会 藤原豪紀会員



##### 〈主旨〉

パソコン・通信・人が三位一体となり、情報は瞬時にして全世界に伝わる社会環境において、情報を発信できるだけの力をつけ、変化に適應していくためには、論理に基づく意

思決定が大切である。土地家屋調査士倫理のあり方が質的に変化してきている。内部に対しては、我々専門職の倫理は意識して勉強し、訓練を必要とするものであり、外部に対しては、土地家屋調査士制度と社会との関係を繋ぐ倫理の考え方にも目を向ける必要がある。なぜかという、「企業の社会的責任」と「経済のグローバル化」が背景にあり、日本では国内規制や参入障害の削減という形で現れてきている。倫理規範を明示することは土地家屋調査士全体の信用を担保するものであり、社会に売り込む一つのサービスともいえる。

組織論を含めた非常に奥深い内容でしたが、お話の中で、「倫理的行動は、短期的ではコストが便益を上回るが長期的には逆になる。」「企業が倫理に対す



る強い関心を示すことは、市場でも有利に働く。」「倫理は、より優れた生産的な技術者を生み出す。」との説明があり、この視点をもって広報活動をしていく必要性を感じました。

途中、閑話休題として、日本 GPS ソリューションズ(株)山本理氏から衛星測位に関する GNSS・地理空間情報活用推進基本法・地積測量図の世界座標付けについての動向の概略説明がありました。

#### 「規則 77 条促進キャンペーン報告」

滋賀会 上田忠勝会員



##### 〈主旨〉

今の時代背景を考えるに知識を連結させていくこと、知識創発型社会に組み替えていかなければならない。また、地籍(登記)情報が、「作って終わる」から「作って始まる」とい

う情報連鎖に変えていく必要がある。規制改革の中で規則 77 条と 93 条は時代の流れに逆流して土地家屋調査士の職能を優遇したものになっている。滋賀会の取組みとして、規則 77 条実務を標準化することを考えた。土地家屋調査士、外部機関を含めて効率化すれば、情報共有化によるコストダウンと品質

が向上することになる。これによる社会的効果には、価格評価や災害復旧、公共事業の効率化などが挙げられる。また、土地家屋調査士の意識改革を図り、新しい時代に対応した価値の再構築という考えを訴えた。具体的には共通参照システム（LPMS）を構築し、空間情報データの有効な管理と活用を提案している。これは官公庁とも官民協働体制を作り、現在、県内全 26 市町において LPMS を活用している。

「土地家屋調査士の持つ高い専門性こそが、広報である。」と冒頭で述べられていたことは、先の藤原会員のお話と重なる部分で、これからの広報のあり方を示すものであると感じました。

### 「近畿ブロック寄附講座事例報告」

大阪会 和田清人広報部長



#### 〈主旨〉

寄附講座は、大学側において教育研究の豊富化・活性化を図るといふ目的と、土地家屋調査士側においては、次の時代を担う世代に調査士制度を講義することにより、将来の優秀な人材によって、こ

の土地家屋調査士制度を発展させていこうという考えが合致した新しい形の広報である。

また、近未来の土地家屋調査士制度や不動産登記制度に対する「よき理解者」を増やす意味でも非常に有効な機会でもあると考える。寄附講座は、大阪会が京都産業大学で平成 14 年に始めた。当初は 80 名が受講したが、学者ではなく実務家の話であるとか、単位がとりやすい？とのウワサも広がり、今では大変盛況となっている。その後大阪会、京都会が中心となり、関西大学、近畿大学、また、近畿ブロックが主体となり、同志社大学で寄附講座を行っている。今後は統一テキストの作成や講師の発掘、会員への周知・理解促進を図るため「産学交流学術研究委員会」を設置した。最終的な目標は国公立大学の教壇に土地家屋調査士が立つことを目指している。

「寄附講座立ち上げに尽力された先輩方の魂の部分を汲み取ってほしい。」との締めくくりに和田広報部長の思いが伝わる事例報告でした。

## 第 3 部

### 連合会広報部の活動方針の報告およびフリートーキング

報告者・司会者 連合会 藤木広報部長

2008 広報担当者会同の開催テーマは「グローバル化時代の制度広報の構築～イノベティブな創造性を発揮して豊かな社会づくりに貢献しよう～」であり、全国と地域の連携を図り、効率的な広報活動の構築を目指すことを目的とする。登記表題部情報の地籍情報化に向けた試みとして 2 つのキャンペーンについての趣旨説明が行われた。

#### 〈主旨〉

#### 「未登記建物解消キャンペーン」

オンライン登記申請制度・筆界特定制度の運用の充実が進展するとともに、登記表題部記録およびその付属情報の充実が実現されることが予想される。土



地家屋調査士がスピードとクオリティを兼ね備えたそれらの情報を流通の中に組み込んでいくことは、不動産登記制度及び土地家屋調査士制度の広報につながると考えた。

#### 「規則 77 条促進キャンペーン」

法 14 条地図の作成環境の充実、電子化された地図の維持更新のための環境づくりの拡充は、登記制度の発展に欠かせない。これには基準点網の整備が必要である。このために規則 77 条の持つ趣旨の重要性を関係各層に周知徹底すること及びこのことの重要性を土地家屋調査士自身が認識し、自らの業務環境を改善していくキャンペーンを展開する必要がある。

#### 「連合会後継者育成事業について」

連合会 大星副会長

#### 〈主旨〉

日調連では昨年度、東京法経学院、国土建設学院の専門学校と提携し意見交換及び情報共有の協力関係を構築してきた。これは今後とも継続していく予定である。大学への寄附



講座を全国展開できないかということを検討中である。関東では千葉県にある明海大学を核にして、周囲にアプローチしていきたいと考えている。また、各会に1名以上の学術顧問をお願いすることを提言したい。調査士業務を学問的に位置付けることが必要であることから、最終的に地籍学会というものを立ち上げたいと考えている。

フリートーキングでは予算的なことに厳しい意見もありましたが、活発な議論が展開されました。

最後に連合会大星副会長から、読売新聞東京本社川人宣伝部長の講演（前述）の中で、「広報活動は単体でやってもあまり効果はない、何かと組む。」というのがキーワードとなるのではないかと。また、「伊能大河ウオーク」と「伊能大図展」は、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として、連合会が一つのツールを提案するもので、検討をお願いしたい。などの話があり、以上をもって2008広報担当者会同の締めくくりとしました。

（取材：広報員 山本憲一）



各会から送られてきた広報グッズと伊能図（大図）



各会から送られてきた広報グッズ



伊能図（中図）



連合会広報グッズ（左側）と各会の会報（右側）

# お知らせ

土地家屋調査士会員各位

## オンライン登記における登記完了証用紙の頒布について

標記登記完了証用紙の頒布につきましては、予てより各土地家屋調査士会から当連合会に対し多くの要望が寄せられたため、この度、同用紙（体裁：桐マーク入り A4 判、1 組 50 枚入り）を作成し、頒布を考えていますのでお知らせします。

なお、頒布については、別途検討中です。

### <記載例>

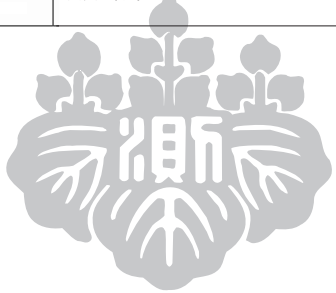
登 記 完 了 証

次の登記申請が完了したことを下記のとおり通知します。

記

|        |             |                                                |
|--------|-------------|------------------------------------------------|
| 申請受付番号 | 第〇〇〇〇号      |                                                |
| 受付年月日  | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |                                                |
| 登記の目的  | 滅失の登記       |                                                |
| 不動産の表示 | 建物          | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地<br>家屋番号〇番〇〇<br>不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
|        | 建物          | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地<br>家屋番号〇番〇〇<br>不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

以上



平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

〇 〇 〇 〇

1 / 1 頁

この登記完了証は〇〇法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ありません

平成〇〇年〇〇月〇〇日      土地家屋調査士 〇 〇 〇 〇      職印

登記完了証の書式については、本年 4 月 11 日に開催された「不動産登記オンライン申請利用促進協議会における第 1 回表示の登記に関する分科会（法務省主催）」において、左の記載例のとおり、下余白部に「この登記完了証は〇〇法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 土地家屋調査士 〇〇〇〇 職印」と記載し、作成することを確認しております。

この一文を各自記載し、  
職印を押印する。

# 最上川の文化的景観 山形県の目指す取り組み

山形県土地家屋調査士会 広報部長 板坂 芳秋

## 世界遺産登録を目指して

山形県には、豊かで美しい自然とともに、悠久の時の流れの中で培われてきた数多くの貴重な文化遺産が残されています。こうした山形ならではの資産の価値を見つめなおし、人類共通の宝として未来に引き継いでいくことを目的に、「最上川の文化的景観」の世界遺産登録を目指した取り組みを進めています。

## 最上川の文化的景観 ～「舟運」「稲作」「祈り」～

「最上川」流域には、人々の河川の多様な活用により形成された独自の文化的景観が、人間と自然との共生の歴史を示す資料とともに、極めて良好に保存されています。

最上川の文化的景観は、源流から河口まで 229km と出羽三山・鳥海山を含む広大な範囲の文化遺産です。最上川は日本最大のブナの原生林を水源とし、日本海に注ぐ我が国数々の河川であり、源流部から河口までのほぼ全流域にわたって人々が居住し、連続する都市や農村の形成の過程でその生活を支えてきました。

## 1. 舟運 ～河川利用の歴史・文化的景観～

最上川には約 300 年前の都市・水路・神仏・河岸の関連性を示す

県内位置図





月山



茂吉が愛した最上川



鳥海山と最上川河口

文献史料とともに、国内最多数の川絵図（11点・総延長100m）の姿がそのまま残り、日本を代表する河川利用が行われていたことを伝えています。さらに、人間の営みと自然景観が調和した伝統的土地利用の形態・景観を現在に残しています。急峻な山々に囲まれたこの地域において、最上川は、人々の交通路であるとともに、物資と文化を運ぶ「道」としての役割を担いました。最上川は流域の地域を結びながら海につながり、日本各地、さらには世界ともつながっていました。すでに、平安時代に全国に敷かれた駅伝制の中で、最上川には水駅が設置されました。河口の港町酒田は、中世末においては堺・博多と同様、三十六人衆と呼ばれる商人が政治を行う都市であり、最上川流域の物資が集積しました。近世には海路西廻り航路の起点となりました。また、河川交通の要衝には河岸が設けられ、紅花・青芋などの

特産品や最上川流域で生産される米を売買する町場、商家が形成されました。

一方、最上川は古来より日本三急流の一つとして数えられ、峡谷の両側には急峻な断崖が続き、河床には波板状の岩盤が現れ、時には洪水、氾濫などにより、人々に苦しみを強いた荒ぶる川でもありました。人々は安定した通路を確保するため、岩盤の掘削や河床の掘り下げなどに取組み、16世紀後半から17世紀後半の間に、酒田・米沢間約200kmの水路（舟道）の整備や洪水対策の石堤を築きました。

舟運の発達に伴い、上方から木綿、茶等の物資、さらには能、舞楽、田楽、番楽等の芸能や雛人形などが伝えられ、流域独特の文化圏が形成されました。また、最上川の変化に富んだ美しい景観は、古代より歌枕を生み、松尾芭蕉の『奥の細道』、斎藤茂吉らの和歌・俳諧によって称えられてきました。

## 2. 北方の稲作 ～稲作農業の文化的景観～

最上川の文化的景観の形成には、最上川水系から取水する農業用水堰の整備と、稲作を中心とする農業の定着と発展が大きな役割を果たしました。本来、亜熱帯地方の作物である稲がこの寒冷な地にもたらされて以来、開田、防風、防砂、用水の確保、品種改良等、この地の気候風土の克服が民間人の手により壮大な規模で進められてきました。特に、海風による飛砂の防止のため、18世紀以来、日本最長の庄内砂丘に植林されたクロマツの砂防林（延長33km、面積2,500ha、約1,000万本）は日本最大規模を誇ります。また、厳しい気象条件を克服するため、営々と続けられた多くの農民育種家による品種改良の取組みによって、この地に日本を代表する豊かな農業景観を生み出しました。19世紀末に篤農家・阿部亀

治が育種した稲品種は「ササニシキ」「コシヒカリ」などに受け継がれ、海外に広まっています。

### 3. 水分と祖霊の山 ～祈りの文化的景観～

出羽三山や鳥海山に代表される最上川流域の山々の神仏は、人々の豊穰・豊漁・航海安全の祈願を受け、また、山中に祀られ清められた祖先の霊により、家の加護・繁栄あるいは死後の世界の安寧を祈る心を支えました。水は他界からの恵みであり、人々は、分水地

に水分の神を祀り豊穰を祈りました。さらに舟運難所にも、874年に「矢向神」が勧請されたのをはじめ数多くの神社が祀られました。その結果、最上川を参詣道として諸国から多数の参詣者が来訪し、日本を代表する霊山出羽三山の信仰は東日本一円に広がりました。羽黒山の参道は、深山の幽玄さを表す意匠された景観であり、国宝「羽黒山五重塔」などの歴史的建造物とともに、往時の姿を留めています。鳥海山は、古代には国家の辺境を守護する大物忌神の鎮座する霊山であり、東北随一の秀峰

として人々に崇め奉られてきました。北東風を遮り、豊かな農業用水をもたらす恵みの山でした。

### むすび

最上川とともに歩んできたこの地の人々の生活史は、源流部から河口までの河川の多様な利用が中心となり、祈り・祭り・芸能を伴いながら、川と共生してきた歴史であります。「最上川の文化的景観」は、失われつつある河川の多様な利用を基本とする地域形成のモデルとなる貴重な資産であります。



羽黒山五重塔



矢向神社・芭蕉乗船の地



日本海 最上川 落日

協力：山形県教育庁文化遺産課  
引用：世界遺産暫定一覧表記載  
資産候補の提案書  
写真(一部)：佐藤正道会員

# 会長 レポート

9月16日～10月15日

Report

## 9月17日

### 山口那津男・公明党調査士制度懇話会会長来会

公明党政務調査会会長として超多忙な毎日の山口那津男参議院議員（公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長）を土地家屋調査士会館にお迎えした。土地家屋調査士の制度と業務環境における当面の動向や課題等について説明させていただく。特に登記所備え付け地図の整備への予算の確保や国民にとって最も身近な紛争類型である土地の境界問題に関し、土地家屋調査士会 ADR や筆界特定制度の一層の充実を図りたい、と熱く語っておられた。

午後 翌日から開催の全国会長会議の座長予定者である近畿ブロック協議会長の安井和男・京都会長と会議の進行打ち合わせ。

## 18日

### 全国会長会議 1日目

午前 前日に引き続き全国会長会議の進行打ち合わせ  
午後 会館3階の大会議室で平成20年度第1回全国会長会議を開催。

例年より1か月ほど早く開催したのは連合会の20年度事業執行にあたって各調査士会長のご意見等を最大限に生かした会務とするため。

1日目はテーマ1として直近の連合会活動報告。テーマ2は、平成20年度の緊急課題としてオンライン登記の促進、都市再生機構の未登記建物について及びCPD（継続研修）の具体的運用について、をそれぞれ報告の後、法務省民事第二課佐藤不動産登記第二係長をお招きして平成地籍整備における地図作りへの新たな展開をご説明いただく。

私は冒頭の挨拶を兼ねた総括報告の中で今年度の事業執行の枠組み、規制改革をはじめ当面の課題等についてお話をさせていただいた。

会議中に、社会保険庁傘下の社会保険事務局が発注する公共嘱託登記関連事案に関する入札仕様書についての各会からの問い合わせがあり、急遽担当副会長・専務理事に対応いただく。

1日目終了後の懇親会では全国の会長と懇談させていただく。

## 19日

### 全国会長会議 2日目

この日は第3テーマとして①各部の事業執行状況の説明と、②調査士法人に関する諸規定の検討、

特に6月の総会で議論された使用人調査士の態様について連合会における委員会の組成と検討状況の報告をさせていただいたが、会長各位からも調査士法の趣旨に照らして適切な運用がなされるよう運用規定等を早急に整備することが必要との意見が多く出された。

午後 国会議員関係者と打ち合わせ。

## 20日

予てから検討を重ね、成案に向かって大詰めになっている「土地家屋調査士倫理規程」の検討会を開催。この日は法曹倫理に詳しい専門家をお招きして原案を1条ごとに精査し必要な修正を加える作業に着手。

## 24日

### 河井克行議員来会

福田内閣で法務副大臣としてご活躍の河井克行衆議院議員が来会。調査士の業務環境等について説明させていただく。

## 25日

### 広報担当者会同

午前 自民党調査士制度議員連盟の関係者と打ち合わせ。

午後 ここ数年開催していなかった広報担当者会同を調査士会館で開催。平成22年の制度制定60周年を前に記念事業についての各会のご意見をお伺いするのも開催の目的の一つ。連合会広報部からは議論のたたき台として、現時点では広報部試案ではあるが、50周年記念事業として全国展開した伊能ウオークの新ヴァージョンである「全国巡回伊能大図展及び伊能大河ウオーク」を記念事業候補の一つとして提案させていただく。周年事業を実りあるものにするため、各会からの積極的な提案を期待したい。

## 27日

### 二つの祝賀会

午前 埼玉県川越市で森田久稔・埼玉会前会長（元連合会理事）の黄綬褒章受章祝賀会が開催され招待いただき出席。森田氏と私は連合会の役員席で席を並べたこともあるが、同氏は後年、関東ブロック協議会長、埼玉会長として連合会の会務運営に大変なご尽力をいただいた。埼玉会の皆さんは勿論のこと、全国各地から大勢の方々が祝福に駆け付けていただき、盛大な祝賀の宴となった。

午後 羽田から富山に移動。夕刻から富山市内のホテルで開催の高嶋稔・元富山会長の叙勲祝賀会に出席させていただく。高嶋氏は長年にわたって富山県土地家屋調査士会の役員として会員を指導いただいたほか、中部ブロックの重鎮としてもご活躍いただき、今春の叙勲に際し、旭日小授章の栄に浴された。中部ブロックのみなさんと一緒に夜が更けるまで祝杯を挙げさせていただく。

## 29日

### 鴻池祥肇議員政経セミナー

夕刻から神戸市内のホテルで開催された鴻池祥肇議員の政経セミナーに出席。鴻池議員は内閣官房副長官として麻生内閣の裏方を務めておられるが、この日は首相の国会での所信演説の当日とあって、鴻池議員ご自身の出席が危ぶまれたが、中盤に拍手を浴びて登壇。首相の所信演説を基に、新内閣の施政方針などを披露していただいた。兵庫県土地家屋調査士政治連盟からも天野会長・津村幹事長はじめ多くの会員さんが出席。

## 10月1日

### 保岡興治議員 モーニングセミナー

早朝8時から自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長で福田改造内閣で二度目となる法務大臣を務められた保岡興治・衆議院議員のセミナーが都内のホテルで開催され出席。セミナーでは元日弁連副会長で司法制度改革においては特に法曹養成の議論をリードされた久保利英明弁護士による一連の司法制度改革についての講演があった。

午後 全法務省労働組合（全法務）の岩波 薫委員長ほか新役員の皆さんが役員就任のあいさつに來会。各地域における地図整備や筆界特定など登記所職員の皆さんと土地家屋調査士の連携がこれまで以上に必要になるであろうこと、省庁の地方出先機関の存廃を検討している地方分権改革推進委員会の議論の行方を注視する必要があることなどについても意見が一致。

その後、平河町の都道府県会館会議室で開催の「不動産活用促進機構」の研究会と懇談会に出席。この勉強会は新しく発足したものだが、極めて業際・学際的な分野でもあり、私も理事を拝命している。この日は機構会長の伊藤滋・早稲田大学特命教授、理事長に就任の丸山英気・中央大学法科大学院教授からそれぞれ空中利用権の活用の実態と法制度整備を中心に講演があった。未利用容積

率の利用権が譲渡可能な権利として活用されつつある現在、不動産登記制度の活用を含め公示制度の充実の議論が高まっている。表示に関する登記との連関について興味深い。

## 2日

### 第2回調査士法人制度の検討委員会

午後 使用人調査士のありようなどを中心として検討する委員会の第2回会議を開催。この日はすでに調査士法人として活動しているお二人の土地家屋調査士の方に会館にお越しいただき、山野目・連合会顧問はじめ委員の先生方から法人としての業務活動の実情や使用人調査士についてのお考えなどをヒアリングさせていただいた。

夕刻 税理士・不動産鑑定士・社会保険労務士・土地家屋調査士の4つの資格者有志で構成される「資格者交流会」の第1回役員会を兼ねた懇談会を永田町の自民党本部の一室をお借りして開催。横山・大星・小林各副会長、井上孝三郎・全調政連会長、竹内八十二・東京会長ほかの皆さんにもご参席いただいた。

## 3日

### 日本司法書士会連合会役員来会

日本司法書士会連合会の西村昭一副会長、長谷川清理事、上野義治相談役ほか幹部役員が来会。日司連ではかねてから「登記法学会」の設立を構想し、いよいよ準備段階に入ったとのこと。この日は学会への参画と設立準備への協力依頼ということでお越しいただいた。考えてみれば登記制度は100年を優に超える制度であるにもかかわらず学会がなかったことが不思議なくらい。表示に関する登記の担い手として権利に関する登記を業務の中核とする司法書士の先生方とは文字通り「車の両輪」の関係である。ご提案に一も二もなく賛同させていただく。なお、日調連が近々立ち上げを予定している地籍学会の設立構想にもご協力方をお願いさせていただいた。

## 4日

### 日本土地法学会 研究大会

私自身、永年会員として在籍し、勉強させていただいている日本土地法学会（理事長・田山輝明早稲田大学副学長、会長・篠塚昭次早稲田大学名誉教授）の平成20年度総会を兼ねた研究大会が四谷の司法書士会館で開催された。今回の研究大会のテーマは「不動産登記法」。私は日司連の佐藤純通会長とともに報告者とシンポジウムのパネラーを仰せつかった。鎌野邦樹早稲田大学法科大学院教授

の進行、鎌田薫・早稲田大学法科大学院教授（日調連顧問）のコーディネーターの下、オンラインによる登記申請制度の現状、筆界特定制度の創設と課題等について報告させていただいた。

会場には学会会員でもある大星副会長、藤木・國吉の各部長はじめ連合会役員の皆さんも大勢参加いただいた。不動産法の分野では日本を代表する学会の一つである日本土地法学会の大会で不動産登記を採り上げていただくということもあって、報告の準備も大変だったが、多くの学者・研究者が不動産登記制度に関心を持っていたということ、シンポジウムを通じて一層の理解をいただいたであろうことが体感できて、とても嬉しかった。

## 6日

### 関芳弘議員政経セミナー

夕刻から神戸市内のホテルで開催された関芳弘・自由民主党衆議院議員の国会報告会を兼ねたセミナーに出席。

## 7日

### 韓国へ

午後 8 日から韓国ソウル市近郊で開催される第 6 回国際地籍シンポジウムに出席のため関西国際空港を出発。1 時間半ほどの飛行でインチョン空港へ。大韓地籍公社の申東顯氏ほかの出迎えを受ける。ホテル到着後大星副会長、藤木部長、南城委員ほかの皆さんと合流し、翌日からの会議の打ち合わせ。

初代国際地籍学会会長で日本でもおなじみの金相洙博士主催の歓迎夕食会に連合会出席者と一緒に招待をいただく。

## 8日

早朝にホテルを出発し、ソウル市内から 1 時間足らずの地にある広大な国際会議場「KINTEX」に到着。

9 時 30 分から国際地籍シンポジウムと同時開催の測量・地理情報等に関する国家イベント「NSDI」開会式に日本側代表として出席。

当初出席が予定されていた李明博大統領に代わって韓昇洙首相ご臨席のもと催された式典では 2000 年に東京で開催された第 2 回国際地籍シンポジウムで報告いただいた李範寛・韓国慶一大学校教授が大統領賞を受賞された。地籍分野では初の受賞ということで、関係者によると、韓国において地籍が重要な分野として脚光を浴びつつあることの表れとのこと。私からも日本側出席者を代表して祝意を表させていただいた。

午後からの第 6 回国際地籍シンポジウムでは、私

から日本側参加者を代表して挨拶させていただいたのち、南城正剛・制度対策本部国際交流室長、戸田和章・日調連研究所研究員ほかの皆さんから ADR、筆界特定制度等の現状を報告（詳細は本誌別稿参照）。団体参加の愛媛会四国中央支部の皆さんはじめ各地の土地家屋調査士の皆さんも多数出席していただいた。シンポジウム報告者始め公式参加者は夕刻から歓迎レセプションに招待いただく。

## 9日

### シンポジウム 2 日目

終日シンポジウムに参加。この日は日本側から大瀧茂・日本測量協会技術センター部長（日調連登記基準点有識者協議会委員）ほかの皆さんの発表が続いた。台湾の大学教授の発表によると、彼の地では三次元地籍の公示制度について本格的な試行が始まっているとのことであった。

閉会式で私は、過年度（2005 年～ 2007 年度）会長経験者として、国際地籍学会名誉会長の称号授与の証書をいただいた。

夜、愛媛会四国中央支部の皆さん、旭川会の山谷正幸会長ご夫妻ほかの皆さんにも加わっていただき、日本からの参加者全員で懇親会を開催。

## 11日

### 倫理規程検討 PT

第 2 回目となる土地家屋調査士倫理規程の成案のための PT 会議を開催。土地家屋調査士法 22 条の 2 の規定の趣旨などを中心に活発な議論に終始。逐条解説の充実の必要性を確認。

## 15日

### 第 5 回正副会長会議

午後から開催の常任理事会での協議事項の調整を行ったほか、執行部挙げて対応している社会保険事務局発注事案についての取り組みの現状と課題について協議。

## 15～16日

### 第 6 回常任理事会

各部の事業執行状況の報告のほか、社会保険事務局の入札公告への対応状況、全国測量設計業協会連合会との業際問題に関する協議の現状、公益法人制度改革への対応、ブロック担当者会同への出向予定など多くの議題について協議・意見交換。近日開催予定の理事会に提出する協議問題等についても調整を行う。

## 広島会

### 「表示登記の日 活動報告」



『会報ひろしま』第147号

#### 広島

#### 「表示登記の日」無料相談会 報告

##### ●開催日

平成二十年四月五日（土）  
相談会 十時～十八時  
平成二十年四月六日（日）  
相談会 十時～十五時

##### ●開催場所

イオンモール広島府中ソレイユ  
ムーンギャラリー特設会場

##### ●相談件数

十五件  
〈五日八件 六日七件〉

##### ●相談内容

- ・境界について 三件
- ・持ち家を売却したい どのような  
手続を
- ・娘に持ち分を譲渡したい、税金の  
かからない良い方法は？
- ・相続について 四件
- ・公簿 55m<sup>2</sup>、実測 143m<sup>2</sup>、更正の  
必要があるか
- ・未登記建物について 二件
- ・別れた娘婿との共有名義の建物  
を取り壊したらどうなるのか？
- ・分筆登記、測量の費用はいくら？ 二件

ソレイユでの開催は今回で三回目！会場は（写真の通り）人の行

き交う通路脇の特設会場です。こんな良い場所を無料提供していただき、またイベント開催のPR（HP・会員誌への掲載等）をしていただきました。ソレイユの方には感謝しております。

開催日は、絶好のお花見日和で、開店当初はお客様もまばら「昨年と違って少ない…」と少々不安でしたが、お昼過ぎ頃から人通りが出てきましたので、手分けをして風船（名入り調べ君マーク付）二千個余り、リーフレット、PR ビラ、名入りボールペンのセット千部を二日間にわたり配布し、PR に努めました。

「土地家屋調査士」並びに「土地家屋調査士業務」を知っていたく広報活動、お客様の疑問に答え、少しでもお悩みを解消できる社会貢献、今後もより一層充実した「表示登記の日」になるよう継続していきたいと思います。

#### 一、無料登記相談所の開設



##### ①日時 四月五日（土）

十時～十八時まで

場所 イオンモール広島府中ソレイユ一階ムーンギャラリー特設会場

件数 八件

##### ②日時 四月六日（日）

十時～十五時まで

場所 イオンモール広島府中ソレイユ一階ムーンギャラリー特設会場

件数 七件

#### 二、街頭啓発

##### ①日時 四月五日（土）

十時～十八時まで

##### ②日時 四月六日（日）

十時～十五時まで

場所 イオンモール広島府中ソレイユ一階ムーンギャラリー特設会場の相談会場前で名入り風船、名入りボールペン、PR ビラ、リーフレット等配布

#### 三、その他の啓発

- ・法務局、区役所、ソレイユ等ポスター掲示
- ・NHK ラジオ 開催 PR 放送
- ・ソレイユ館内 PR 放送
- ・ソレイユ 会員情報誌「ひだまり」並びに HP にイベント情報掲載

#### 廿日市

#### 「はつかいち桜まつり」に参加してみ

廿日市支部 柳川博之

廿日市支部は四月六日（日）、桜の花が咲く廿日市市の昭北グラウンドにおいて、第十九回「はつかいち桜まつり」に参加し、「無料登記相談所」を設けました。

当日は天気もよく、花見客や家



族連れなど、例年以上の人出ではないかと思わせる中、土地家屋調査士業務PRのための冊子等を配布しました。登記相談には司法書士二名にも協力をいただき、相続絡みの建物滅失、被相続人の未登記建物、建物表題登記、不動産購入時の手続や注意点など、受けた相談で頭を悩ますような場面もありましたが、計六件の説明をしました。いろんな複雑な相談を受け、少しでも不明な点を解決したつもりですが、専門用語をなるべく使わずに説明し、納得してもらうことの難しさを逆に教わった日でもありました。

#### 一、無料登記相談所の開設

①日時 四月六日（日）

九時～十六時

場所 廿日市昭北グランド

件数 六件

#### 東広島

#### 表示登記の日

東広島支部 田中良佑  
われわれ東広島支部では、今年

の「表示登記の日」の広報活動として、地元情報誌による土地家屋調査士の説明、無料相談の案内を掲載いたしました。また、支部会員皆様におかれましても、自動車等に、「四月一日は表示登記の日」と記載したマグネット式ステッカーを貼り、広報活動をしていただきました。

地元情報誌では、第一面をめくり、見開き左側の三ページ目約半分に、土地家屋調査士の業務内容、境界紛争の未然防止について、不動産登記の説明、また、支部会員皆様の氏名連絡先を事務所のある町ごとに掲載し、無料相談に備えていただきました。

マグネット式ステッカーは、全体的に黄色でよく目立つように作製してあります。車体の左右両側に貼り付けることができ、支部会員それぞれの事務所から現場、あるいは法務局へ、1週間にわたり「表示登記の日」をアピールしていただけたことと思います。

評判の方はまだ伝わって来ておりませんが、地道ながらアピールできたと思います。また今後も、四月一日を中心にPR活動を行っていききたいと思います。

#### 竹原

#### 「表示登記の日」の活動報告

竹原支部 和才英充

竹原支部では、四月一日に竹原市民館会議室にて、表示登記無料登記相談会を開設いたしました。PRとしては中国新聞、プレス



ネット、竹原市広報誌等への記載によって利用させていただきました。結果として、相談件数は四件、内容は地目変更、建物表題登記に関するものでした。

次回からはPRの方法に多少なりとも、工夫が必要かなと若干感じました。

#### 一、無料登記相談所の開設

①日時 四月一日（火）

十時～十五時

#### 尾道

#### 「表示登記の日」尾道支部では

尾道支部 小川和義

尾道支部では四月六日（日）に、尾道絵のまち館での登記無料相談会と尾道サティ前でのパンフレット配布を行いました。

事前に尾道市の広報誌に相談会の案内を掲載していただき、また、尾道ケーブルテレビで、行事案内のテロップも流していただきました。

た。無料相談会での相談は二件にとどまり、少々寂しいものとなりました。尾道サティでは、連合会小冊子「知っておきたい境界標設置と管理」を約二百五十冊用意し、買い物帰りの市民の方々に配布しました。市民の方々もよく受け取ってくださり、三十分ほどで用意した冊子はなくなりましたが、どの程度の方がそれを読まれたのか効果のほどは分かりません。

尾道支部では、例年同じ内容で行ってきましたが、支部単位の限られた予算の中では、できる内容も限られます。薄く小さくこのままいくのか、本会単位で太く大きく一点豪華主義で行うか考えてもいいのではないかと思います。

#### 一、無料登記相談所の開設

①日時 四月五日（土）

九時～十二時

場所 三原市中央公民館

件数 一件



尾道サティにて



尾道絵のまち館にて



経済レポート



②日時 四月六日（日）

九時半～十二時

場所 尾道絵のまち館

件数 二件

#### 二、街頭啓発

①日時 四月六日（日）

九時半～十二時

場所 尾道サティ前

#### 三、その他の啓発

尾道市役所・三原市役所の広報誌への掲載。

経済レポートへの掲載。

尾道ケーブルテレビにてテロップを流してもらう。

### 三 次

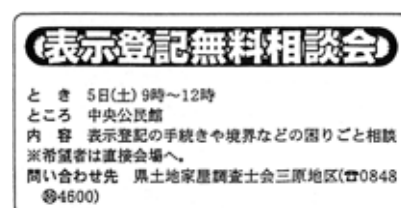
#### 表示登記の日広報活動報告書

旧庄原支部長 長岡睦治

旧庄原支部（現三次支部）は、当会会員により、毎年恒例となっている各事務所（六事務所）において、四月一日～七日までの一週間、無料にて登記相談、その他の相談会を実施しました。



三原市中央公民館にて



三原市広報誌

また、作業車輛に無料相談のステッカーを貼り、庄原市街地及びその周辺地域を期間中走行し、街頭宣伝を行いました。

さらに、「知っておきたい境界標設置と管理」の小冊子を庄原市役所、広島県備北地域事務所、庄原商工会議所等に置かせていただき、来客に自由にお持ちいただく様お願いしました。

#### 一、無料登記相談所の開設

①日時 四月一日～七日

九時～十七時

場所 各旧庄原会員事務所

#### 二、街頭啓発

小冊子「知っておきたい境界標設置と管理」を配布

# オンライン利用拡大行動計画



日調連特定認証局運営委員会運営委員 堀越 義幸

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）から平成 20 年 8 月に「重点計画-2008」が下記のとおり発表されました。これは政府全体の方針を示したものです。続いて 9 月には「オンライン利用行動拡大計画」

が発表されています。特に後者は、私たち土地家屋調査士など、士業者の今後の業務に大きく関連する内容を含んでいます。

IT 戦略本部のホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

## 重点計画-2008

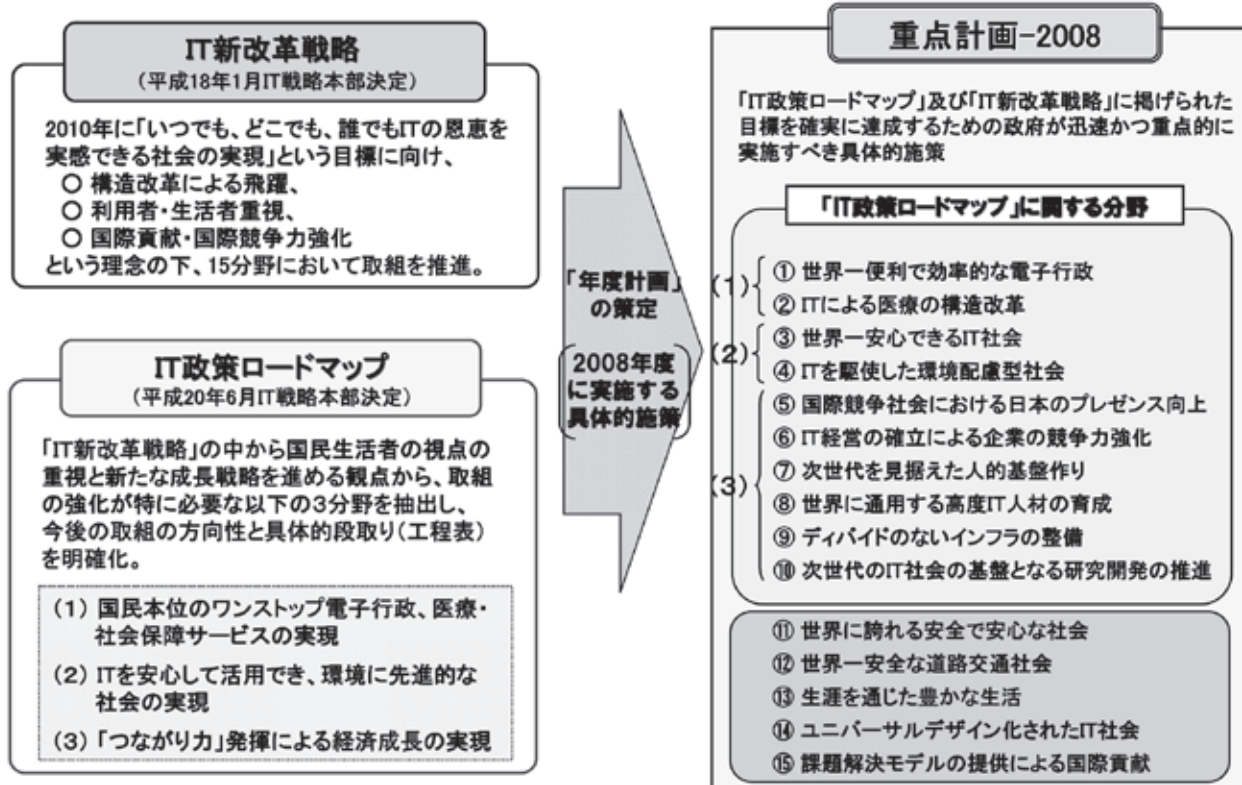
### 概要

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820gaiyou.pdf>

### 本文

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>

## 「重点計画-2008」について



重点計画-2008 概要から引用

「オンライン利用拡大行動計画」  
 の中では、下記のとおり登記申請  
 については3年後・5年後のオン  
 ライン利用率の目標値が設定され  
 ました。また、この目標を達成す  
 るための重点的取組も発表されて  
 います。

## オンライン利用行動拡大計画

### 概要

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916gaiyou.pdf>

### 本文

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>

## 重点手続の目標値

- ◆利用率向上の成果が現れるまでに一定期間を要する手続もあるため、重点手続分野ごとに5年後の新たな目標値を設定
- ◆企業・士業中心の手続など、取組の効果が比較的早期に現れるもの(54手続)については、分野ごとに3年後の目標値を設定

| 重点手続全体での<br>目標値(71手続)                          |                               |          | H19年度末<br>(実績) | H23年度末* | H25年度末 |
|------------------------------------------------|-------------------------------|----------|----------------|---------|--------|
|                                                |                               |          | 43%            | (62%)   | 72%    |
| うち取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続(先行54手続)            |                               |          | 48%            | 66%     |        |
| 手<br>続<br>分<br>野<br>ご<br>と<br>の<br>目<br>標<br>値 | 登 記<br>(約1億5千700万件)           | 〈5手続〉    | 34%            | (56%)   | 71%    |
|                                                |                               | うち先行3手続  | 36%            | 57%     |        |
|                                                | 国 税<br>(約3千100万件)             | 〈15手続〉   | 23%            | (55%)   | 65%    |
|                                                |                               | うち先行11手続 | 38%            | 70%     |        |
|                                                | 社会保険・労働保<br>険<br>(約1億8千100万件) | 〈21手続〉   | 42%            | (60%)   | 70%    |
|                                                |                               | うち先行11手続 | 47%            | 65%     |        |
|                                                | 上記以外<br>(約5千100万件)            | 〈30手続〉   | 88%            | (90%)   | 91%    |
|                                                |                               | うち先行29手続 | 91%            | 92%     |        |

\*「平成23年度末」欄について

上段:重点71手続全体及び重点手続分野ごとに設定した25年度末の目標値に向けた取組の過程における23年度末の「計画値」。

下段:重点手続のうち、取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる先行54手続全体及び重点手続分野ごとに設定した23年度末の「目標値」。

## 目標達成のための重点的取組

### 1. 認証基盤の抜本的な普及拡大

- ①ID・パスワード方式のセキュリティの向上を図り、現行の電子署名方式とは別に、本人のID・パスワードと電子官印を組み合わせる新たな申請の仕組みの導入等を検討
- ②公的個人認証サービスの改善
  - (1)本年11月を目処にICカードリーダライタ用ドライバの自動設定、Java(JRE)の不要化を実現
  - (2)将来の抜本的改善策を検討(有効期間の延長 等)

### 2. オンライン利用に係るガイドラインの策定

電子政府の手続に応じたセキュリティ確保策及びユーザビリティ向上方策に関する統一的ガイドラインの策定に向け、内閣官房を中心に有識者を含めた検討会を立ち上げ年度内に一定の方向性を取りまとめる

### 3. 経済的インセンティブの向上等

- ①手数料のあるものについては、基本的に一律、紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で検討・調整
- ②公用請求時における逆インセンティブ(紙より手数料が高額なもの)の解消
- ③電子政府推進税制の継続を検討

### 4. 添付書類の削減

- ①申請者本人による自己保管の義務化により、添付書類を省略できる範囲を拡大
- ②行政機関発行の証明書類の提出を省略するためのバックオフィス連携の推進

## 目標達成のための重点的取組等

### 5. 窓口サービスの充実

高齢者や中小・零細事業主等パソコンに不慣れな者に対する窓口でのオンライン入力補助・代行サービス(窓口来所型サービス)の充実

### 6. 使い勝手の向上

- ①オンライン申請システムの初期設定の簡素化、申請画面の簡素化
- ②申請者の相談・サポート体制の充実

### 7. 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大

- ①源泉徴収票の提出、社会保険手続等について、国が率先してオンライン申請を実施
- ②e-TaxとeLTAXの連携強化等

### 8. 企業によるオンライン利用の拡大

各種経済団体等に対しオンライン利用拡大及び業界慣行の改善を要請

### 9. 業務の効率化・ペーパーレス化の徹底



- 行動計画の着実な実行を確保するため、総務省は、計画の実施状況を厳格にチェック。また、電子政府評価委員会が評価し、PDCAサイクルを確立
- 行動計画に基づきオンライン利用拡大を図る一方で、利用が極めて低調な手続については、システム停止も含めて見直し(メリハリの効いた対応)

「概要」の中でも「士業中心の手続き」ということで、土地家屋調査士を含む士業者のことに触れていますが、「本文」の中では、さらに具体的に士業者の活用方策が検討されています。

オンライン申請促進の阻害要因の一つであった「公的個人認証サービス」については、その改善を図るとともに、新たな ID・パスワード方式の導入を検討するとともに、士業による代理申請時には、受付庁による本人確認省略の拡充を進めることとされています。

仮に、申請人本人の電子署名が不要となっても、オンライン申請である以上一定のセキュリティ対策は必要となります。私たち土地家屋調査士が代理申請する場合には、土地家屋調査士 IC カードによる電子証明書が利用できますので、現状のままでも安全な通信は可能となります。

また、同じく阻害要因の一つであった「添付書類」については、その省略を図るための方策の一つとして「士業者の確認による添付書類の省略」も検討されています。土地家屋調査士については既に不動産登記規則第 93 条の調査報告書の導入がなされていますの

で、この点についても問題はないでしょう。

ところで、法務省は平成 17 年度に策定された最適化計画にしたがい各種システムの見直しを行っています。登記情報システムについても平成 16 年に計画決定し、平成 19 年には計画の改定を行い、平成 20 年度中には終える予定のようです。

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKIKAKOBETSU/ko01.html>

この登記情報システムの最適化計画については、本年 3 月に「次期登記情報システムの詳細設計等に関する監査結果について」が発表されています。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji110.pdf>

これらの最適化計画にも今回の「オンライン利用拡大行動計画」は多少なりとも影響を与えるかもしれません。

オンライン申請の利用率の実績は、総務省から「平成 19 年度における行政手続オンライン化等の状況」が公表されていますが、これによると不動産登記については 1.5% 程度となっています。

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080811\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080811_2.pdf)

なお、法務省ではオンライン申請の利用率を、速報値として毎日発表しています。

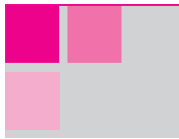
<http://www.moj.go.jp/MINJI/shinsei.html>

これをみると、本年 1 月の特例方式導入後は、件数が飛躍的に増大しています。不動産登記のオンライン利用率は 10% 前後と推測されますが、毎月コンスタントな件数となっています。

しかし、残念ながらそのほとんどは司法書士が行っているものであり、土地家屋調査士の申請はごく少数と思われます。

表示に関する登記は、受付庁の登記情報システムだけではなく、地図情報システムとも関連します。そのため現場サイドでは、若干の混乱も発生しているようです。図面情報の XML 化や、添付情報の提供方法の煩雑さなど代理人側にも種々の問題があるにしても、まずは経験してみることが重要かもしれません。

平成 20 年 10 月末日現在の土地家屋調査士 IC カードの発行枚数は 9,239 枚です。



## 第3回理事会開催

平成20年9月8日（月）第3回理事会が日調連音羽会館会議室で開催されました。

席上鈴木会長から、池田理事の逝去による欠員理事の補充、施行令第4条の団体でもあるURの業務に関する経緯と今後の対応、日本高速道路保有・債務返済機構等の業務発注について検討してまいりたいとの挨拶がありました。

当日は、日調連の下川副会長にご出席頂き、平成20年度活動確認等、慎重な審議を行いました。

なお、報告事項及び協議事項は次のとおりです。

### 報告事項

- ① UR 機構業務の発注状況について
- ② 法務省からの説明会（福岡関係）について
- ③ 四者打合会結果報告について
- ④ 和歌山過大請求について
- ⑤ 業務推進委員会の活動報告について
- ⑥ 公益法人制度改革に伴う移行対応について
- ⑦ その他

### 協議事項

- ① ブロック推薦理事欠員対応について
- ② 土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会委員の推薦について
- ③ 会則改正案について
- ④ 役員選任規則改正案について
- ⑤ 入退会規則の制定案について
- ⑥ 情報伝達ツールの充実について
- ⑦ 各種保険の特約追加について
- ⑧ 臨時総会等（11月17～18日）について
- ⑨ 平成21年度定時総会の日程決定について
- ⑩ その他

以上の事項のうち、協議事項『①ブロック推薦理事欠員対応について』は、神奈川協会所属の越智眞琴氏の就任が全員一致により了承されました。

また、『⑦各種保険の特約追加について』は、協会からの要望を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会賠償責任保険に「個人情報漏えい賠償責任担保特約」を導入することについて検討したところ、導入することで全員一致により了承されました。



## 個人情報漏えい賠償責任担保特約の導入

「個人情報漏えい賠償責任担保特約」の導入の背景は、近年、個人情報を電子データとして扱うことが多くなり、記憶媒体の大容量化により、大規模な個人情報の流出が頻繁に起きています。各公嘱協会も個人情報を電子データとして扱うことが多くなっているため、万が一個人情報漏えいした場合に備え、「個人情報漏えい賠償責任担保特約」を付帯することといたしました。

なお、特約の主な内容は次のとおりです。

### <対象となる個人情報漏えいについて>

#### ① 個人情報の範囲

個人に関する情報（生存する個人の情報だけでなく、死者の個人情報も含みます。また、組合員の情報は含まないが、使用人等の情報は含みます。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報とします。ただし、日本国内に所在する、または所在した個人情報に限ります。

#### ② 個人情報保管方法

- 電子データベース
- 紙ベース

#### ③ 個人情報漏えい原因

- 外部からの攻撃
- 過失
- 委託先
- 内部犯罪

#### ④ 個人情報漏えいの時期

個人情報漏えいの発生時期は問わない。

※最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した個人情報の漏えいも支払いの対象となります。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいの恐れが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含む。）個人情報の漏えいは支払の対象になりません。

## 会務報告～前号以降

7月1日 第5回正副会長会議（web開催）  
7月1日 三井住友海上火災保険株式会社との打合せ  
7月9日 第6回正副会長会議（web開催）  
7月10日 高速道路機構との打合せ  
7月11日 河村建夫第19回朝食会  
7月11日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
7月14日 民主党パーティー 2008 政権交代  
7月15日 高速道路機構との打合せ  
7月18～19日 日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会総会  
7月23日 第1回業務推進委員会  
7月23日 農林水産省中央研修会講演  
7月25日 全司協研修・定時総会  
7月29日 第21回塩崎恭久と語る会  
7月30日 古屋圭司政経フォーラム  
7月30日 都市再生機構業務打合せ  
8月1日 高速道路機構との打合せ  
8月1日 法務省民事局民事第二課補佐官説明会  
8月1日 日調連と打合せ  
8月2日 第7回正副会長会議  
8月3日 池田理事通夜  
8月4日 池田理事告別式  
8月5日 法務大臣就任挨拶  
8月7日 四団体（東京会、東京協会、関東ブロック、全公連）打合せ  
8月11日 第8回正副会長会議（web開催）  
8月18日 新しい公益法人制度に関する相談会  
8月20日 和歌山協会打合せ  
8月25日 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会  
8月26日 第2回業務推進委員会  
8月26日 法務省との打合せ  
8月27日 絃友会  
9月7日 第9回正副会長会議  
9月7日 第1回総務・経理担当及び第1回公益法人制度改革・広報担当合同打合せ  
9月7日 第2回業務・研修担当打合せ  
9月8日 第3回理事会  
9月8日 法務省打合せ  
9月11日 岩淵弁護士と打合せ  
9月12日 公益法人セミナー

9月18日 第3回業務推進委員会  
9月18日 第1回土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会（日調連委員会に委員派遣）  
9月19日 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
9月21日 民主党パーティー 2008 年9月臨時大会  
9月24日 第10回正副会長会議（web開催）  
9月26日 中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
9月27日 森田久稔氏黄綬祝賀会

## 今後の会議予定

10月3日 九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
10月4日 佐々木直俊氏黄綬祝賀会  
10月8日 第2回監査会  
10月8～9日 第4回理事会  
10月9日 全司協との協議会  
10月10日 河村建夫第20回朝食会  
10月10～11日 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
10月17～18日 東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会  
10月26～27日 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会

## 規制改革と資格者自治の確立

～規制改革会議ヒアリングにおける意見提出によせて～

岐阜県土地家屋調査士会 大保木 正博

私は現在、(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事長を務めています。

公嘱協会を取り巻く環境はここ数年急激に厳しくなったといわれています。

国の公共調達における随意契約を一律に非とし、これを再点検して一般競争入札に移行しようとする傾向にあり、土地家屋調査士業界の中でも公嘱協会の将来を心配する意見が多々聞かれます。しかしながらこうした一連の流れは決して公嘱協会の業務受託だけの問題ではなく、土地家屋調査士の資格制度の将来に関わる問題であることを土地家屋調査士全員が強く認識しなければなりません。その意味から公嘱協会の立場ではなく、これからの社会における土地家屋調査士制度の発展を切に願う一土地家屋調査士として、思うところを述べさせていただきます。

去る7月2日に内閣府の規制改革会議から『中間取りまとめ』～年末答申に向けての問題提起～が公開され、このなかで資格制度のあり方についての調査審議を進めるに当たり、各資格者団体にヒアリングを行い、資格者の業務等の実態を把握した上で利用者の国民の視点に立った資格制度全般の見直しに取り組むとして、日調連へのヒアリングが開催されることとなりました。そして、7月4日には日調連会長から各土地家屋調査士会長宛に、このヒアリングにおいて日調連が述べるべき意見を提出するよう依頼がなされました。これを受け岐阜会からも全会員に対して意見募集がなされました。

これに対し私が提出した意見を次に掲載させていただく中で、現在、土地家屋調査士業界が主張すべきと私自身が思うところを述べさせていただきます。

### 【中間とりまとめ】6 教育資格制度 (2) 法務資格分野のうち

#### ①問題意識(総論) ア 現状認識について

「本来は市場での自由な競争を通じて実現されるであろう利用者ニーズを満たす多様なサービスの提供が阻害されやすい状況が生じる」としていることについて

#### 【意見】

土地家屋調査士が利用者に提供している公的性質の強い法的手続業務の本質、及びこうした業務の真に利用者のためになるサービスとは何かについて配慮すべきである。

#### 【理由】

土地家屋調査士がその業務を通じて広く国民に提供しているサービスは、隣接法律専門職として、基本的人権の一つである財産権の客体である土地・建物に関するものであり、国民に義務を課している「表題部の登記」における調査・測量・申請を正確かつ公正に行う「法的手続業務」であって極めて公的なものである。

利用者のニーズに則していることはもちろん必要であるが、それ以上に公的立場にたった法的判断を求められる業務である。例えば境界の調査依頼を受けた場合、依頼者の土地のみならず、その周辺の土地、公共用地までも書証・物証・人証によって調査を行い、将来にわたり法的にも安定したものであることをも判断し確認した上で、初めて依頼者の土地の境界が正確に確認できるのである。その結果は必ずしも依頼者に有利とはならない場合もあるが、有利・不利といった観点ではなく、何よりも正確さと公正さが厳に優先されている。

このような一見過剰にも見える作業が求められるのは、こうした作業があってこそ初めて真に国民と地域に安全と安心を提供できる業種であるからに他ならない。

こうした土地家屋調査士業務において、利用者ニーズを満たす、また利用者のための最善のサービス実現のために必要なものとは、信頼と的確な法的判断であり、市場での自由競争ではないと考える。

また、その地域の慣習や地域性についての広範な知識が必須であるが、個々の調査士は各土地家屋調査士会、さらには連合会の下に結束し、資格者として相互に知識と情報を共有しながら、その地域の住民ニーズに則し、さらに法的にも住民にとって最善であることを念頭に、最善のサービスを提供している。それは市場原理に基づく互いに競争する者同士

の組織からは到底提供し得ないサービスといえる。

事前規制型から事後チェック型の社会への転換といわれるが、こと国民の財産権については、事が起きてからでは既に手遅れのことが多く、国民の安全と安心のためにも、取引の流れの中で自然に、事前の専門資格者によるリスクの防止が図られる仕組みが大切である。それは現在の調査士制度の中で既に確立されており、さらに自由な競争を必要とする理由を見出せない。

「広報規制の緩和」「懲戒処分等の適正な実施」「処罰歴や職務歴・研修履歴等の資格者の実務実績情報の開示」については、資格者として国民にさらに良質なサービスを提供していくために資格者が互いに切磋琢磨していく意味から重要と考える。そしてそうした情報を提供した上で国民から信頼され選択されることが、資格者としての競争であると考え。

#### 【中間とりまとめ】6 教育資格制度（2）法務資格分野のうち

##### ②問題意識（総論）イ 今後の取り組みの方向について

「資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野に入れた制度の見直しが必要である」としながらも、「資格者が大都市に偏在し各地域のニーズに的確に応えられない状況が顕在化することにより、地域活性化に影響を及ぼす一要因となることも懸念される」としていることについて

#### 【意 見】

土地家屋調査士制度は、一事務所が市場原理により全国展開するような事務所形態ではなく、地域に密着した土地家屋調査士事務所が、それぞれの地域で協力し合って地域活性化に貢献する資格として発展させるべきである。

#### 【理 由】

土地家屋調査士業務には、前述したようにその地域・地域の慣習や地域性についての広範な知識が必須であり、地域に密着した日々の活動が、その地域の国民に対する多様なニーズへの的確な対応とサービスの提供に繋がっている。

このため、土地家屋調査士法第 25 条において、「調査士はその業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければ

ならない。」としており、調査・測量実施要領第 18 条においては「調査に際しては、その地域特有の慣習、取り扱い等に十分に留意して対応しなければならない。」、さらに土地家屋調査士倫理規範（案）第 6 条では「調査士は、関連法令を遵守し、実務に精通しなければならない。また土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他については、研究を重ね知識を深めることにより、常に公正な判断が出来るようにする。」として、業務を行う上で地域の慣習や地域性への配慮を重要視している。

このような規定に対し土地家屋調査士個々は、自分が開発した業務のノウハウや調査収集した資料も惜しげなく無償で互いに提供し合い、互いの能力向上に努めている。これらは真に国民の財産権を守るものとしての誇りと使命感、さらにはそれに基づく倫理観によるものである。土地家屋調査士の資格が一身専属であるのは、こうした使命感に基づいて自分が行った業務について国民に対して責任を持つという表れでもある。こうした極めて公的な価値観を持つ土地家屋調査士個々は、資格者として相互に知識と情報を共有し、その使命達成のため、各土地家屋調査士会さらには日本土地家屋調査士会連合会の下に結束している。

こうした土地家屋調査士の資格については、大都市偏在に繋がる大規模事務所を目指すよりも、地域の慣習・地域性等を熟知した多くの地域密着の資格者を、現行の強制入会制度のもとに帰属意識を持って結集させることが、全国各地の利用者の多様なニーズに応え、さらには地域の自立・再生に著実に貢献するものと確信する。

#### 【中間とりまとめ】6 教育資格制度（2）法務資格分野のうち

##### ③問題意識（総論）イ 今後の取り組みの方向について

「有資格者でなければ従事できない業務独占の業務範囲を可能な限り限定をかける方向で見直しつつ、隣接職種の資格者にも従事させることが合理的と認められる業務については、当該業務を取り扱うことができる資格者を個別に認定するなど、業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保処置を講じた上で、隣接職種の資格者の参入を認めていく必要がある」としていることについて

## 【意 見】

資格者制度は厳格な法的規制に服して、長い年月をかけて発展してきた制度である。資格者制度の現状の判断はその資格制度の内容を十分理解したうえで真に国民に対し安全と安心を提供することを基準に判断すべきである。単に合理的だからという理由だけで安易に隣接職種の資格者参入を論ずべきではない。

## 【理 由】

前述した土地家屋調査士の滅私的で極めて公的な価値観がなければ、特に土地の境界問題のように年月を経て顕在化するような問題には決して対応できない。

これは市場原理とは相まみえないものであるが、国民の大切な財産権を守る業務においては重要な対応であり、単なる知識や能力の担保だけでなく、資格者としての高い使命感と倫理観が無ければなし得ないものである。

隣接職種の資格者の業務との関係においても、単に作業が似通った隣接職種であるというだけで、安易に相互参入等を論ずべきものではないと考えます。

ところで、今回の意見募集は非常に大きな意味を持っていると考えます。一般資格者が自分達の資格制度の改革に対して意見を述べる数少ない機会なのです。自分の大切な資格の問題です。こうした機会に多くの主張がなされる業界としなければならないと強く感じています。

そうした中でも全国からは素晴らしい意見が提出されたことと思います。全国から如何なる意見が提出されたのか、そしてその意見はどのように日調連の意見として集約されて提出されたのか、ヒアリングのやり取り等々、事が土地家屋調査士資格そのものに関わる重要な案件だけに、全てが公開されることを要望します。そして全国全ての土地家屋調査士が考えるべきだと思います。

今、全てが一律に米国型の市場原理優先の競争型社会を目指し（強いられ）ています。

社会構造の変化から構造改革が必要であることは誰も認めることであり、また資本主義経済における自由競争が有効であることにも異論はありませんが、構造改革と市場開放が一体で論じられ、市場開放・市場原理優先の競争を全て一律に適用しようとすることに私は根本的な強い疑義を持っています。

法 14 条地図作成作業で競争入札が導入された時か

ら、真に国民に安全と安心を提供する土地家屋調査士制度は如何にあるべきかを考えてきました。

土地家屋調査士が広く国民に提供しているサービスは、不動産登記法が国民に課している法律上の申請義務の正確・迅速な履行の代理であり、不動産登記法が国民の財産権擁護のために担っている信頼性の具現と維持に資する公的性格の強い法手続業務であります。

そうした本来は価格等の経済的利便性のみが優先し得ない業務が、規制改革において市場原理導入の俎上に上がっているのが現在の状況なのです。

今が土地家屋調査士資格、土地家屋調査士業界自体のあり方と方向性における制度発足以来の重大局面であると実感しています。

改革の大きな流れの中ではありますが、これに流されることなく、全国の土地家屋調査士 18,000 余名が真剣に自分の資格の行く末を、これでいいのか、これで間違いなのかと繰り返し自問し、決断しなければならない時です。組織の中の小さなことに拘っている時ではないのです。

その上でこの流れが、真に国民の安全と安心の実現に繋がるものか、そして私達の資格制度が目指すところと齟齬していないかをしっかりと展望して、これが誤っているなら業界をあげてこれに毅然と反論すべきであり、また真に大きく舵を取るべき時であるならば、全国の土地家屋調査士がその考えを共有した上で、その理念を保持しつつ勇氣と希望を持って今までの形態を大きく変える変革を断行すべきです。

現在の状況が既に大きな流れで変えることはできないと決して諦めることなく、今一度全国の同志と共に自分達の制度を考えることが一番大切なことです。日調連は、全国の土地家屋調査士と情報と意識を共有した上での強力なイニシアティブを望みます。

かつて新聞業界は、数年前にその再販制度撤廃が公正取引委員会において規制改革の俎上に上がったとき、国民の知る権利と利便性を守る目線から業界をあげてしっかりと反対の論陣を張り、現行制度を残しています。

私達も資格者としての自治を確立し、自らの意思で自らの資格に自信を持ってしっかりと主張すべき時だと考えます。どんな時でも打つ手は無限にあるのだから。

その上で自らの道を決したい。

土地家屋調査士倫理規範（案）第 8 条（自治の確立）

9月  
18～19日

平成20年度第1回全国会長会議

- 1 開会の辞
- 2 連合会長挨拶
- 3 テーマ1 直近の連合会活動報告
  - (1) 規制改革会議のヒアリング報告について
  - (2) 地積測量図の適正な作成者について
- 4 テーマ2 平成20年度の緊急課題
  - (1) オンライン登記促進について
  - (2) UR都市機構の未登記建物解消への対応について
  - (3) 継続研修(CPD)の具体的運用について
  - (4) 平成地籍整備と地図作り(地図作りの新たな展開)について
- 5 テーマ3 平成20年度事業計画の実施状況報告
  - (1) 各部等からの報告について
  - (2) 「土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会」の組成と進み方について
- 6 「意見交換・会長間情報交換・各会要望」
- 7 閉会の辞

25日

第3回業務部会

- <協議事項>
- 1 登記基準点認定システムの運用について
  - 2 調測要領の今後の対応について
  - 3 業務統計等検討会の今後の対応について
  - 4 オンライン登記申請について
  - 5 その他

25～26日

2008広報担当者会

1. 開会の辞
2. 連合会長挨拶
3. 第1部 PR活動を学ぼう
4. 第2部 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に向けて
  - (1) 2009年～2011年伊能大河ウオークの提案
  - (2) 地域クラスター広報活動の事例報告(その1)
  - (3) 地域クラスター広報活動の事例報告(その2)
5. 連合会広報部の活動方針の報告およびフリートーキング
6. 講評

30日

第2回社会事業部会

- <協議事項>
- 1 不動産登記法第14条地図、DID地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応について
  - 2 平成地籍整備事業に対する土地家屋調査士専門職能の活用について
  - 3 地籍制度充実のための政策要望等への対応について
  - 4 地図混乱地域の調査・研究について
  - 5 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応について
  - 6 筆界特定制度の取組み体制の強化(ブロック別担当者会同等)について
  - 7 日調連ADRセンターの運営と取り組みについて
  - 8 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項について
  - 9 公共嘱託登記関連業務の具体的な受託推進について
  - 10 各土地家屋調査士会・全公連と公共嘱託登記関連業務についての連携
  - 11 公益法人制度改革への対応について
  - 12 専門家としての社会的貢献を図るための対応について

10月  
2日

第2回土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会

3日

第5回総務部会

- <協議事項>
- 1 平成20年度総務部事業の執行状況について
  - 2 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
  - 3 調査士会の自律機能確立の指導・支援について
  - 4 懲戒事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析について
  - 5 「土地家屋調査士倫理規範」の啓発について
  - 6 役員選任規則改正への対応について
  - 7 連合会業務執行体制の検討について
  - 8 事務局執行体制の検討について
  - 9 日調連事業及び財務等の情報公開に関する規則の作成について
  - 10 会館維持管理規程の作成について
  - 11 その他

6日

第6回広報部編集会議(電子会議)

- <協議事項>
- 1 会報について
  - 2 広報ツール(パンフレット等)の制作について
  - 3 2008広報担当者会同について
  - 4 「地籍学会」創設に向けた「地籍シンポジウム」について
  - 5 雑誌記事広告掲載について
  - 6 後継者育成事業について
  - 7 第6回国際地籍シンポジウムについて
  - 8 地理空間情報フォーラム2009について

8～9日

第3回CPD運営委員会

- <協議事項>
- 1 業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同への対応について
  - 2 土地家屋調査士専門職能継続学習の公開方法について
  - 3 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び実施要領について
  - 4 その他

11日

日調連データセンター及び日調連技術センター合同会議

- <協議事項>
- 1 日調連データセンター及び日調連技術センターについて
  - 2 ブロック担当者会同の対応について
  - 3 その他

15日

第5回正副会長会議

- <協議事項>
- 1 第6回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
  - 2 その他

15～16日

第6回常任理事会

- <協議事項>
- 1 社会保険庁の入札公告への対応について
  - 2 地積測量図の作成者に関する件について
  - 3 公益法人制度改革に係る連合会の対応について
  - 4 土地家屋調査士倫理規程(案)について
  - 5 登記基準点の認定費用について
  - 6 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
  - 7 地籍シンポジウムの開催について
  - 8 「嘱託登記のオンライン申請促進策」について
  - 9 その他

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 9 月 1 日付  
 東京 7514 太田 芳明 東京 7515 竹内 晋  
 埼玉 2423 塚本 勲 静岡 1659 小野江秀文  
 大阪 3041 世良 宣茂 兵庫 2334 井本 秀典  
 山口 930 福井 妙子 島根 483 吉田 順道  
 熊本 1154 高松 浩司 熊本 1155 池崎 敏  
 山形 1210 大沼 靖  
 平成 20 年 9 月 10 日付  
 群馬 986 須永 和也 新潟 2149 南雲 市郎  
 愛知 2681 井上 卓巳 三重 843 小林 尚史  
 広島 1791 戸場 一彦 島根 484 武良 北斗  
 福岡 2135 川内 貴文 長崎 754 中尾 健一  
 平成 20 年 9 月 22 日付  
 茨城 1389 渡邊 晶憲 栃木 879 齋藤 芳弘  
 沖縄 465 小嶺 良信

登録取消し者は次のとおりです。

平成 16 年 7 月 29 日付 長野 278 野崎 忠雄  
 平成 18 年 10 月 31 日付 神奈川 1129 池田 務  
 平成 19 年 5 月 15 日付 埼玉 836 杉田 清一  
 平成 20 年 6 月 22 日付 静岡 366 羽田 榮  
 平成 20 年 7 月 17 日付 東京 5316 小松 秀明  
 平成 20 年 7 月 22 日付 山形 983 菅 忠美  
 平成 20 年 7 月 26 日付 埼玉 2313 金井塚 勝  
 平成 20 年 8 月 2 日付 青森 351 浅利 次夫  
 平成 20 年 8 月 9 日付 山口 660 松岡 正己  
 平成 20 年 8 月 23 日付 埼玉 1550 櫻井 弘康  
 平成 20 年 9 月 1 日付  
 東京 5457 野口 祐司 埼玉 1040 厚沢日出男  
 大阪 2031 松生 誠一 大阪 2768 新井 誠  
 広島 1111 戸能 敏泰 愛媛 672 二宮 和浩  
 平成 20 年 9 月 10 日付  
 東京 6889 下嶋万喜男 東京 6943 篠笛 弘一  
 長野 2440 片桐 浩二 大阪 2996 北島 慎吾  
 滋賀 282 岩崎 壽雄 広島 1070 平木 昭剛  
 鹿児島 660 本田 重郎 香川 216 平井 清一  
 香川 379 河井 忠夫 徳島 341 小田 敏郎  
 平成 20 年 9 月 22 日付  
 東京 3803 大谷 正幸 東京 4788 根岸 健一  
 東京 5088 中村 幸雄 東京 5776 富樫善之助  
 東京 6854 栗林 俊之 東京 6910 本間 信一  
 神奈川 162 星 高志 神奈川 2497 吉田 邦夫  
 神奈川 2759 川島 克巳 埼玉 1195 小師 宏  
 埼玉 1390 細沼 栄吉 埼玉 1886 二俣 宏和  
 埼玉 2198 吉田 義一 千葉 792 小川 臺正  
 千葉 886 渡辺 龍平 千葉 1439 木村 康雄  
 千葉 1944 小野 浩 栃木 528 菅沼 清  
 群馬 954 高橋 真理 新潟 1911 鈴木 昭夫  
 新潟 2130 齋藤 謙治 京都 627 野田 憲雄  
 京都 644 永井 勝之 和歌山 366 片岡 美穂  
 岐阜 283 梅田 静夫 広島 1136 水野 香  
 広島 1720 工藤 祥規 福岡 1510 飛永 静彦  
 青森 339 正岡 裕二 札幌 805 助貞 英一  
 徳島 278 吉成 武 徳島 314 小林 和裕  
 徳島 322 谷 明



後の更衣

水上陽三

花托天を仰ぎて蓮の破れはしむ  
敬老の「これから」で終ふ歌謡ショ  
白は朱に交はるなれ曼珠沙華  
鶏頭のまた置かれたるをみな的事  
程ほどに逆らふ後の更衣

雑詠

水上陽三選

岐阜

深谷健吾

里山の水になじみて心太  
大瓢生らせ悠々自適かな  
峰雲の嶺を競ひて穂高岳  
地下街を出で片蔭に添ひ行けり  
日を糧に玉蜀黍のよく太る

岐阜

堀越貞有

里芋の煮付けで酌むや妻の留守  
朝顔の鉢を抱へて登校日  
秋雨に顔洗はれて道祖神  
恩師への弔辞長々秋暑し  
里芋や少し濃い目の母の味

愛知

清水正明

ひとゝろに村温める吊し柿  
播り胡麻や播粉木太き永平寺  
吾が妻も従心所欲や枯芒  
木枯しや紙垂も千切れることしづめ  
人去れば時雨は早し五稜郭

茨城 島田 操

大農機眠れる納屋やちろ鳴く  
棟梁の法被の家紋天高し  
産土の小さき祠や秋収め  
亡き父母を偲ぶ語らひ秋彼岸  
閉店の蕎麦屋の庭や秋桜

東京 黒沢利久

母と子の会話短かし秋の昼  
渾身の力を今日の曼珠沙華  
新しき靴履いてゐる鰯雲  
白猫の足取りしかと草紅葉  
名も知らぬ草の実妻の鞆より

埼玉 井上晃一

秋日和アトいろいろ転作田  
秋の虹落暉に遅れ消えゆけり  
巾着田露店もありて曼珠沙華

今月の作品から

深谷健吾

里山の水になじみて心太

心太は天草を原料とする清涼食品。天草を洗って晒し、煮て型に流し固め、冷やしたもの。心太突きで突き出して細長く紐状にし、芥子醤油・酢醤油・黒蜜をかけて食べる。庶民の夏の嗜好品の一つである。里山は集落の近くの山で、雑木山が多く古くは薪の供給源であった。その山から湧き出す水に、突き出す前につけておく心太がよくなじむと云うのである。何の技巧もないが、素朴な親しみのわく佳什である。

堀越貞有

里芋の煮付けで酌むや妻の留守

たまたま妻は留守である。少し濃い目の味の里芋の煮付けを着て一人晩酌を楽しんでいるのである。庶民の生活の断面を見る心地がする。

清水正明

ひとゝろに村温める吊し柿

渋柿の皮をむき、陰干しにして甘露柿を作るための吊し柿である。村あげての甘露柿の生産地なのであろう、橙色の吊し柿で一色に染まっているのを、村を温めていると見た作者の感性の作である。

島田 操

大農機眠れる納屋やちろ鳴く

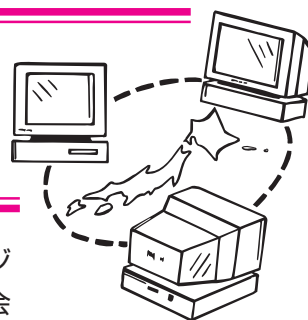
かつては大規模の農業を営んでいたであろうが、最近では年齢的なこともあり、農業経営も小規模になってしまった。したがって大きな農業機械の出番もなくなったのである。そんな納屋の片隅でちろが鳴いている。ペーソスのある作品である。

黒沢利久

新しき靴履いてゐる鰯雲

新しい靴を履いた人物と、鰯雲の二句一章の俳句である。新しい靴と鰯雲に直接的な関係はない。鰯雲によって秋の爽やかな空間を感じさせ、新調の靴の清潔さが響きあつて一つの景色を構成している。

# 会員の広場を利活用ください



2003年2月17日から土地家屋調査士会員（以下「会員」）限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2008年10月1日現在で、約8200人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日程度かかります（土・日・祝日をのぞく）。

## 「会員の広場」ID申請方法

1

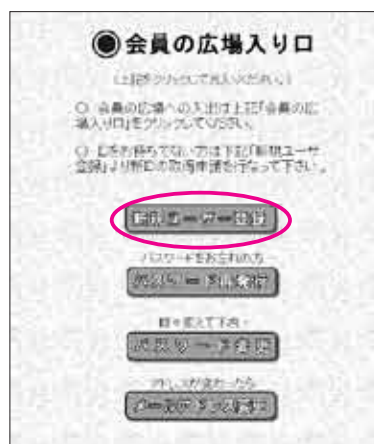
連合会 HP のトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>)  
から「**会員の広場**」をクリック



2

### 「新規ユーザー登録」

ボタンをクリック



次のページへ

# 3

このまま入力！

- ユーザー名：entry（半角）
  - パスワード：chosashi（半角）
- を入力して OK をクリック

# 4

**「申込み」**  
ボタンをクリック

# 5

◎連合会に申請

申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会から ID 等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID 発行には 2 日程度かかります（土・日・祝日をのぞく）。

# ご存じですか？基金の基本は 生涯年金が受けられることです

～しかも、加入期間が短くても解約されず必ず年金に結びつく安心の公的年金制度です～



土地家屋調査士国民年金基金

## 1口目の給付は終身年金のA型・B型のうちから、 ご自分の将来設計にあった型を選択します！

国民年金基金の強みは何といっても、一生涯年金が受けられることにあります。基金の基本となるのは終身年金で、これにご自分のライフプランに合わせて保証期間が付いた有期年金を組み合わせることで受け取ることができます。また、例えば厚生年金に加入し、基金を脱退した場合でも解約されず、それまで掛金を納めた期間に見合った年金が必ず受けられます。

まず、最初に必ず加入しなければならない1口目の給付の型として、終身年金のA型・B型のなかから、いずれかを選択します。

終身年金A型・B型ともに65歳から死亡するまで生涯年金が支給されます（2口目も同様です）。終身年金A型は80歳までの保証期間が付いており、加入後65歳前、年金受給後80歳までの間に死亡した場合は、遺族の方に遺族一時金が支給されます。つまり、80歳をすぎても生涯年金が受けられるのです。

終身年金B型は、保証期間はありせんので死亡すれば、受給資格を失いますが、長生きすればもちろん生涯年金が受けられます（2口目も同様）。また、A型に比べて掛金が安くなっています。

年金月額 は加入時の年齢によって、以下のようになっています。

| 加入時年齢         | 年金月額               |
|---------------|--------------------|
| 20歳0月～35歳0月の方 | 30,000円            |
| 35歳1月～45歳0月の方 | 20,000円            |
| 45歳1月～50歳0月の方 | 10,000円            |
| 50歳1月以上の方     | 加入時の年齢、加入月数によって異なる |

**A型は保証期間の  
80歳を過ぎても  
終身年金が受けられます**

**B型は保証期間がないけど、  
長生きすれば  
終身年金が受けられます**

### 国民年金基金から受けられる年金の種類（1口目の場合）

| 区分          | 選択                    | 給付の支給期間                       |
|-------------|-----------------------|-------------------------------|
| 1口目<br>終身年金 | A型<br>選択しなくても必ず受けられます | (待機期間) 65歳～80歳 保証期間（15年） (終身) |
|             | B型                    | (待機期間) 65歳～80歳 保証期間なし (終身)    |
| 年齢          |                       | 60歳 65歳 70歳 75歳 80歳           |

## 2口目の給付は終身年金A型・B型、 有期年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型から選択

ご趣味等で若いうちに受け取る年金を手厚くしたい場合にも柔軟に対応しています

さらに、受け取る年金を増やしたい場合は、2種類の終身年金と3種類の確定年金のなかから、毎月の掛金の上限額6万8千円（1口目を含む）の範囲内で、何口でも加入することができます。

2口目以降の年金月額、加入しやすくするため加入時の年齢に応じて以下のようになっています。

| 加入時年齢         | 年金月額               |
|---------------|--------------------|
| 20歳0月～35歳0月の方 | 10,000円            |
| 35歳1月～50歳0月の方 | 5,000円             |
| 50歳1月以上の方     | 加入時の年齢、加入月数によって異なる |

確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型は有期年金で、それぞれの保証期間が過ぎると受給資格を失います。ですが、若いうちに趣味等に打ち込みたいなどのさまざまな将来目標がある場合でしたら、例えば65歳から80歳までの15年間の年金を手厚くしたい（Ⅰ型）、65歳から75歳までの10年間の年金を手厚くしたい（Ⅱ型）、60歳から75歳までの15年間の年金を手厚くしたい（Ⅲ型）などの、さまざまなニーズにあった選択ができます。

終身年金A型と確定年金Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型には保証期間がついています。加入後65歳前、年金受給後それぞれの保証期間内に死亡した場合には、遺族の方に遺族一時金が支給されます。

趣味などで若いうちに手厚い年金を受けたい場合は、  
確定年金を上手に組み合わせるのも一つの方法です

国民年金基金から受けられる年金の種類（2口目以降の場合）

| 区分  | 選択         | 給付の支給期間             |
|-----|------------|---------------------|
| 2口目 | 終身年金<br>A型 | 保証期間（15年）（終身）       |
|     | B型         | 保証期間なし（終身）          |
|     | 確定年金<br>Ⅰ型 | 保証期間（15年）（終了）       |
|     | Ⅱ型         | 保証期間（10年）（終了）       |
|     | Ⅲ型         | 保証期間（15年）（終了）       |
|     | 年齢         | 60歳 65歳 70歳 75歳 80歳 |

## 遺族一時金について

保証期間が付いている年金（終身年金のA型、確定年金のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型）に加入された方が、年金を受ける前や保証期間中に死亡した場合、それまでの加入期間や保証期間の残りの期間に応じた額の遺族一時金が支給されます。

国民年金基金についてのお問い合わせは

**土地家屋調査士国民年金基金**

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ ☎ **0120-145-040**

ホームページであなたの年金額が試算できます！  
いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>



土地家屋調査士の本棚

住宅新報社の図解不動産業シリーズ

# 不動産境界入門 改訂版

## 境界トラブルを避ける方法

不動産取引で頻発する境界トラブルの対処法を、土地家屋調査士の視点でわかりやすく解説した入門書。図解による基本的な公図・地積測量図の見方から、現地調査で注意すべき点などの解説に加え、実際に不動産仲介業者が抱えた境界問題における失敗例など、今後の取引に役立つ情報が満載。さらに改訂版では「IT化の必要性をどの程度まですべきか」、「街区基準点の測量は必須か」、の二項目と簡単な用語集を追加しての刊行です。

### ◆目次◆

- 第1章 まず知っておきたい「不動産の境界」
- 第2章 とにかく現地へ行ってみよう!
- 第3章 法務局での調査
- 第4章 現地と照合しよう
- 第5章 困ったときの境界「Q&A」
- 第6章 こんな失敗・あんな失敗



編集・執筆／西本孔昭 執筆／濱本真人  
マンガ／大嶽あおき

A5判 定価1,785円(税込)

### 書籍申込書

〈土地家屋調査士会専用〉

※お申込みの方には宅急便代金引換にてお送りします。送料は今回この用紙でお申し込みいただいた場合のみサービスとさせていただきます。お申込みはFAXにてお願い致します。

**(株)住宅新報社**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-4-9 TAMビル

**FAX.03-3580-6704** TEL.03-3502-4151

| コード  | 書名           | 定価(税込) | 申込数 |
|------|--------------|--------|-----|
| 2888 | 不動産境界入門(改訂版) | 1,785円 |     |

上記の書籍を申し込みます。 平成 年 月 日

|     |       |         |      |
|-----|-------|---------|------|
| ご住所 | 〒     | 〔当社記入欄〕 |      |
|     |       | 注文冊数計   | 冊    |
|     |       | 小計      | 円    |
| 会社名 |       | 送料      | サービス |
|     |       | 合計      | 円    |
| 部署名 | 課 担当者 |         |      |
| お名前 | ☎ ( ) | FAX ( ) |      |

※配達日・時間指定のある場合のみ記入して下さい。

配達日 月 日

☐午前中

☐16:00~18:00

☐12:00~14:00

☐18:00~20:00

☐14:00~16:00

☐20:00~21:00

〈個人情報の取り扱いについて〉

お申込みいただいた個人情報は今後、当社のセミナー、書籍、講習会のご案内等を送付させていただくことがあります。また、個人情報は厳正な管理下で安全に保管し、事前のご承諾なしに第三者に提供することはありません。なお、お問合せ等は下記へ、文書かお電話でご連絡下さい。(平日9:00~17:30)

〔当該個人情報に関する利用停止、訂正などは下記へ〕

TEL.03-3502-4151 FAX.03-3580-6704

# ブロック新人研修開催公告

平成 20 年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

## 九州ブロック協議会

記

### 開催日時

平成21年 2月 7日(土) 午後1時 開始  
平成21年 2月 9日(月) 正午 終了

### 開催場所

宮崎県宮崎市松山 1-1-1  
「宮崎観光ホテル」  
電話 0985-27-1212

### 申込手続

#### 受付期間

平成20年12月1日(月)～平成20年12月26日(金)

申込先 所属調査士会事務局

### 受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会  
会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合があります  
ので、申込み先までお問い合わせください。

## 四国ブロック協議会

記

### 開催日時(予定)

平成21年 1月10日(土) 午後1時 開始  
平成21年 1月12日(月) 午後4時 終了

### 開催場所

愛媛県松山市南江戸 1-4-14  
「愛媛県土地家屋調査士会合同会館」  
電話 089-943-6769

### 申込手続

#### 受付期間

平成20年12月1日(月)～平成20年12月15日(月)

申込先 所属調査士会事務局

### 受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会  
会員

なお、上記以外にも受講を認める場合があります  
ので、申込み先までお問い合わせください。

## 編集後記

勝負は下駄を履くまで判らない。

平成 20 年 11 月 2 日阪神タイガースが秋季キャンプ  
のため高知(安芸キャンプ)入りした。

思い返せば今年のプロ野球セントラル・リーグは、7  
月には首位独走態勢に入っていた阪神タイガースと読  
売ジャイアンツとの差は最大で13ゲーム開いていた。  
北京オリンピック開催前に野球解説者の江川 卓氏が  
メイク・レジェンドを予想し、恐ろしいかな、そのシ  
ナリオどおりに展開されていく様は、呪縛にかかった  
かのように虎がドラ猫に思えてしかたがなかった。屈  
辱的な逆転劇はレジェンドと表現するよりもヒスト  
リーに近い。一寸先は闇、何が起こるか分からない勝  
負の世界の怖さを再認識した。もっとも、長年阪神ファ  
ンをやっていると違った歴史観が存在する。やっぱり  
アカンかった…。普通ならあり得ないことがタイガ  
ースならあり得る悲しさ。

メイク・レジェンド。同じ日、兵庫県加東市のABC  
ゴルフ倶楽部にて開催されたマイナビABCチャンピ  
オンシップ最終日でのこと。それは最終18番(パー5)  
での第2打が池ポチャになったことで始まった。主役  
は石川 遼君。若干17歳。強気な攻め(あるいは若さ)  
が裏目に出た瞬間であり、勝算が一瞬途絶えたかに思  
えた。心なしか本人の顔も強張った印象を受ける。だが、  
意を決すると靴のまま池に入り第3打を水しぶきと

もに放ち、終わってみれば、プロ転向でのツアー初優  
勝を果たした。メイクは云わずと知れた池に転がった  
第2打である。もし、第2打が簡単にグリーンに届い  
て勝っていたら“絵”にはならない。劇的な演出とな  
る“試練”に負けない姿勢にスター性が自然と湧き出  
る凄さ。ツアー最年少優勝記録を塗り替えたオマケ付。  
3年ぶりのツアー優勝を逃して2位となった深堀圭一  
郎氏の言葉が清々しい『17歳という年齢でくくるべき  
ではない。桑田さんや清原さんが直ぐにプロで活躍す  
るようなもの』。

記録更新。同じ日、場所は東京競馬場。第138回秋  
の天皇賞もメイク・レジェンドであった。一番人気の  
ウオッカ(武 豊騎手)がレコード勝ち。結果はスト  
レートだが、経緯として、テレビ観戦していた私はダ  
イワスカーレットかと思った。TVカメラアングルの妙。  
写真判定となりオーロラビジョンに繰り返し映し出さ  
れるゴール前でのモブシーンのスロー。確かに微妙、  
どっちが獲っても不思議ではない。僅か2センチの鼻  
の差? ゴールの線の太さは何センチなんだろう? 筆界  
での筆の太さ(幅)を連想した。

なんと言ってもメイク・レジェンドのパイオニアは、  
言い出した江川 卓氏本人(空白の一日)だろう。

女心と秋の空。以前より阪神タイガースには悪女的  
魅力を感じますが、勝利の女神Nikeの悪戯も度が過ぎ  
ているようです。

### お詫び

本誌10月号(No. 621)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

(誤)

41 頁左段上から六行目  
同上から九行目  
右段上から十四行目

松波議員  
松波議員  
境界殺人事件

(正)

→松浪議員  
→松浪議員  
→境界殺人

## 土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

印刷所 十一房印刷工業株式会社

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: [rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)